

二〇二四年三月二五日

倉敷市真備

土師家文書報告書

I

岡山大学文明動態学研究所

# 目次

## 解題 史料でたどる備中国川上郡福地村の神社と人びと

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 一 土師家文書と岡山史料ネットの関わりについて | 3 |
|-------------------------|---|

|            |   |
|------------|---|
| 二 土師家文書の概要 | 4 |
|------------|---|

|               |   |
|---------------|---|
| 三 西林家関係史料への注目 | 5 |
|---------------|---|

## 史料編

|    |    |
|----|----|
| 凡例 | 14 |
|----|----|

### 一 神楽関係

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1 〈忠盈期〉 宝暦七年（二七五七） 三宝荒神舞延万覚   | 15 |
| 2 〈忠盈期〉 明和四年（二七六七） 境谷荒神舞延万覚書  | 18 |
| 3 〈忠盈期〉 安永二年（二七七三） 三宝荒神舞延万覚帳  | 18 |
| 4 〈忠盈期〉 安永七年（二七七八） 御神楽神社帳     | 21 |
| 5 〈忠盈期〉 安永八年（二七七九） 御神楽神社帳     | 23 |
| 6 〈忠盈期〉 安永九年（二七八〇） 三宝荒神舞延万覚帳  | 23 |
| 7 〈忠奕期〉 文化二年（二八〇五） 三宝荒神社神楽舞延帳 | 26 |
| 8 〈盛堯期〉 文政三年（二八二〇） 三宝荒神舞延神楽帳  | 28 |

二 神山・神木関係

|    |        |                                       |    |
|----|--------|---------------------------------------|----|
| 9  | 〈盛箕期〉  | 天保十三年(一八四二)田中天王宮御神楽帳                  | 30 |
| 10 | 〈盛箕期〉  | 文久三年(一八六三)三宝荒神社舞延神務帳                  | 35 |
| 1  | 〈盛行期〉  | 元文四年(二七三九)十月十六日 材木伐採に関わる誤り手形          | 38 |
| 2  | 〈忠盈期〉  | 宝暦四年(二七五四)十月晦日 加茂大明神御山松木伐採詫び一札        | 38 |
| 3  | 〈忠盈期〉  | 宝暦四年(二七五四)十月晦日 加茂大明神御山松木伐採手伝い詫び一札     | 39 |
| 4  | 〈忠盈期〉  | 安永六年(二七七七)八月 賀茂大明神御神山折木売払代銀支払いをめぐる願書  | 39 |
| 5  | 〈忠盈期〉  | 天明元年(二七八二)七月 荒神御山御神木松木伐採売払をめぐる願書      | 40 |
| 6  | 〈忠盈期〉  | 天明元年(二七八二)八月 荒神妙現御神木松木伐採および売却をめぐる詫び一札 | 41 |
| 7  | 〈忠盈期〉  | 年未詳三月二十六日 荒神社の樹木伐採許可について成羽役所書状        | 41 |
| 8  | 〈忠奕期〉  | 天明六年(二七八六)十月 御神山槇売却願                  | 41 |
| 9  | 〈忠奕期〉  | 文化四年(二八〇七)六月 賀茂大明神龍王社御神山枯木をめぐる口上      | 42 |
| 10 | 〈忠奕期〉  | 文化四年(二八〇七)八月 加茂大明神龍王社宮山倒木についての申し渡し書   | 43 |
| 11 | 〈忠奕期〉  | 年未詳六月二十一日 加茂宮山枯木伐採無用を伝える成羽役所書状        | 43 |
| 12 | 〈忠奕期〉  | 年未詳七月三日 加茂宮山枯木伐採差し止めを伝える成羽役所書状        | 44 |
| 13 | 〈盛箕期〉  | 年未詳未八月十七日 氏宮本社など修覆のための樹木伐採願           | 44 |
| 14 | 〈盛箕期〉  | 年未詳九月六日 荒神社再建立のため神木使用を許可する成羽役所書状      | 44 |
| 15 | 〈時期不明〉 | 年未詳 社方御山風折木覚                          | 44 |
| 16 | 〈時期不明〉 | 年未詳 倒木取り計らいの申し聞かせ                     | 45 |

三 忠奕期における寛政騒動

|    |            |                |    |
|----|------------|----------------|----|
| 1  | 寛政七年（二七九五） | 寛              | 46 |
| 2  | 寛政八年（二七九六） | 二月 乍恐奉願上口上     | 47 |
| 3  | 寛政八年（二七九六） | 二月〔願書〕         | 47 |
| 4  | 寛政八年（二七九六） | 二月 乍恐奉願上口上     | 48 |
| 5  | 寛政八年（二七九六） | 六月 乍恐奉願上口上     | 49 |
| 6  | 寛政八年（二七九六） | 八月 乍恐奉願上口上     | 51 |
| 7  | 寛政九年（二七九七） | 四月 乍恐以書付御届奉申上候 | 52 |
| 8  | 寛政九年（二七九七） | 四月「」以口上書奉申上候   | 54 |
| 9  | 寛政九年（二七九七） | 五月 乍恐奉願上口上     | 54 |
| 10 | 年未詳（寛政九年カ） | 乍恐奉願上口上        | 55 |
| 11 | 寛政九年（二七九七） | 六月 乍恐以書付奉申上候   | 57 |
| 12 | 寛政九年（二七九七） | 六月 乍恐以書付奉申上候   | 58 |
| 13 | 寛政九年（二七九七） | 六月 乍恐以書付奉申「」   | 58 |
| 14 | 寛政九年（二七九七） | 六月 乍恐以書付奉申上候   | 59 |
| 15 | 寛政九年（二七九七） | 閏七月 乍恐以書付奉申上候  | 60 |
| 16 | 寛政九年（二七九七） | 九月 乍恐以口上書奉申上候  | 61 |
| 17 | 寛政九年（二七九七） | 十一月 乍恐以口上書奉申上候 | 61 |
| 18 | 寛政九年（二七九七） | 〔寛〕            | 61 |

|    |                |           |    |
|----|----------------|-----------|----|
| 19 | 寛政十一年（二七九九）三月  | 乍恐以書付奉申上候 | 62 |
| 20 | 寛政十一年（二七九九）三月  | 乍恐以書付奉申上候 | 62 |
| 21 | 寛政十一年（二七九九）九月  | 乍恐以書付奉申上候 | 63 |
| 22 | 寛政十一年（二七九九）九月  | 乍恐以歎書奉申上候 | 64 |
| 23 | 寛政十二年（二八〇〇）十月  | 〔寛〕       | 65 |
| 24 | 寛政十二年（二八〇〇）十一月 | 乍恐奉願上口上   | 65 |
| 25 | 年未詳            | 〔奥書連印〕    | 65 |
| 26 | 年未詳            | 和順定一札之事   | 65 |
| 27 | 年未詳            | 〔庄屋・年寄済書〕 | 66 |
| 28 | 年未詳            | 出入内済一札之事  | 67 |

† 本報告書の執筆・編集は、室山京子（岡山大学文明動態学研究所非常勤研究員）がおこなった。  
 ‡ 本報告書は、令和元年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金）特別推進研究「地域歴史資料  
 学を機軸とした災害列島における地域存続のための地域歴史文化の創成」（研究代表者・奥村弘）  
 の研究成果である。

# 解題



西林国橋旧家よりのぞむ福地川の谷 (2019年9月13日室山撮影)

## 史料でたどる備中国川上郡福地村の神社と人びと

非常勤研究員 室山 京子

## 一 土師家文書と岡山史料ネットの関わりについて

二〇一八年七月の西日本豪雨は甚大な被害をもたらした。その際被災した史料の一つが本報告書で取り上げる土師家文書である。二〇一八年八月二十一日、岡山史料ネット（以下、史料ネット）は岡山県文化財課とともに同家文書のレスキューをおこなった。その後、古代吉備文化財センターの冷凍庫で一時的に保管され、岡山大学へ移動された。所蔵者によると、水没を心配した知人が倉敷市真備の土師家を訪問し、水損した史料を廃棄しないよう助言したという。この助言がなければ史料救出は実現しなかった可能性があり、平常時のネットワークがいかに重要かを物語っている。

史料ネットや岡山大学での土師家文書に関する作業は、史料ネットが募集したボランティアによるクリーニングを経て、岡山大学非常勤研究員が目録を作成するという手順で実施している。作業記録によると、クリーニング作業は水害の二か月後の九月十八日から開始された。その日の記録には、「冷凍庫から取り出し解凍。かなり脆弱なものもあり、吸水のためのキッチンペーパーを挟み込めない」と記されている。この日以降、ほかのレスキュー史料のクリーニング作業と並行させながら、洗浄、超音波器具や蒸し器を使用した殺菌・消臭、スクウェルチ乾燥（真空状態にして挟み込んだキッチンペーパーに吸水させる方法）、乾燥、

ドライクリーニングなど作業が進められた。目録作成は当時史料ネット事務局長かつ非常勤研究員であった上村和史氏が担当した。上村氏が二〇二一年四月に高梁市教育委員会へ転出した後、筆者が同年十月に非常勤研究員として着任し、撮影と目録作成を担当することになった。<sup>②</sup> ボランティア作業は、コロナ禍下であった二〇二一・二〇二二年に一度ずつ、五類に移行した二〇二三年五月以降では三回実施した。まだクリーニング作業は終了しておらず、作業を待つ冷凍保存中の史料が二〇点ほどある（二〇二三年十二月三十一日時点）。

レスキューされた土師家文書は全体で約四〇〇点弱であるが、損傷が激しく、固着し展開が難しいものやカビなどで汚損したものが多かった。特に帳面類については、文字の書かれた面同士が圧着し、和綴じの小口部分がふやけて裏面側が展開し、文字が読めない状態になっているものがある（写真1）。筆者が撮影するタイミングで展開できたものもあったが、破損する恐れがあるため今後の技術の進展に期待しつつ無理な展開は避けた。また、藻が付着し剥がれないものがあり、この藻は用水路



写真1 文字の書かれた面が固着し展開できなかった状態

[18-23]

か小田川のものと考えられる（写真2）。このように水損によるダメージを受けた史料は少なくないが、所蔵者のご理解とご協力のもと、レスキューやクリーニング作業などで多くの人びとの手を経て目録作成や翻刻作業が実現したといえる。

なお目録については、クリーニング作業が完了次第公開予定である。

## 二 土師家文書の概要

二〇二三年十二月三十一日現在、目録作成が完成したものは枝番号を含め三四六点となった。このほか所蔵者宅には水損をまぬがれた史料があり、所蔵者の許可を得て二〇二二年秋から冬にかけて撮影し、目録を作成した。その点数は二六三点である。前者の文書群を「レスキュー分」、後者を「所蔵者管理分」として概要を述べる。なお、「レスキュー分」「所蔵者管理分」ともに大部分を構成するのは高梁市落合町福地（旧・備中国川上郡福地村。以下、福地村と統一する）に所在した西林家に関する史料である。土師家と西林家は親戚関係にあり、二〇二三年二月に逝去された土師正樹氏は歴史学への関心が高く、妻の俊枝氏の実家である西林家の史料整理に真備町の自宅で着手されていた。一部の史料には正樹氏により番号ラベルが貼られているものがある。正樹氏のラベルは水損によって剥離したものもあり、目録作成時に新たに番号を付与した。西林家は代々神職をつとめた家で、十九世紀前期に備中神楽を創案したとされる西林国橋（二七六四～一八二八。国橋は号。要人、織江亮、織重）の実家である。本報告書では西林家関係史料のうち特に江戸時代の史料を掲載した。その概要は次節で述べる

が、まず「レスキュー分」「所蔵者分」を概観しておく。

### 「レスキュー分」について

レスキュー分は、おおよそ、土師家に関するもの、福地村神職の西林家に関するものに分けられる。コピー資料が二四点あり、正樹氏が研究するために収集した文献や土師家文書の原本の複写物である。コピー資料を

含め土師家に関するものについては、日本家系家紋研究所発行の『土師一族』[18・14]（□は史料番号を示す。以下同）を編集する過程か、発行を契機に収集されたものと思われる。

コピー資料を除いた三二二点を年代別に見ると、近世は二六〇点、近代三八点、一九四五年以降二三点、年代不詳一点である。また和書類が含まれ、その内訳は刊本二一点（近世八点、近代三点、写本二八点（近世二六点、近代二点）である。近世史料はほとんど西林家に関するもので、和書類も所有者や筆写者として西林家の人びとの名前が記されている。<sup>(3)</sup>

「所蔵者管理分」について 二〇二二年秋、所蔵者宅で閲覧した際に収納されていた箱ごとに親番号（A～E）を付し、箱ごとに通し番号を付与した。ほとんど西林家関係のものである。年代別に見ると、



写真2 左側上部に藻が付着している [104]

近世二三四点、近代二七点、現代一点、年代不明一点である。このほか、未調査の和本類がある。「レスキュー分」も含め、和本・写本類は西林家の知的ネットワークを考察する上で重要なものであり、今後の調査が待たれる。たとえば、「神道正統辨 全」<sup>〔1〕</sup>には末尾に「明和四季六月廿九日 小寺武清書写 文化九季七月廿八日 渡辺綱紀書写」、「道微」<sup>〔D・3〕</sup>の末尾には渡辺綱紀へ本内容を授けると記した小寺清先の署名と押印がある。これらの史料から笠岡の神職である小寺氏、成羽八幡宮神職の渡辺氏と西林家との間に学問的なつながりがあったと考えられ、備中国において神職学問サークルが存在したことを示唆している。

### 三 西林家関係史料への注目

前述のように、土師家文書は多くの西林家関係史料を含んでいる。西林家関係史料は、神職家史料としてだけでなく、西林家が所在した福地村のありようを示すものであるが、既刊の自治体史などでは紹介されていない。ここでは、西林家関係史料の重要性を示したい。

その前に、まず福地村について概観する。同村は吉備高原の山間部に位置しており、成羽川支流の福地川が流れている。もともとは「白地」であったが、洪水が出て困るので「福地」と書くようになったと伝えられている。<sup>〔4〕</sup>寛永の備中国絵図には「白地村」と記され、正保郷帳には「しろち」と振り仮名を付した「福地村」が記された。<sup>〔5〕</sup>なお、同村は福地川流域に点在するいくつもの集落から成り立っている。『岡山県の地名』によると、その集落は本村、鍋坂、白水、谷山、垂

谷、野坂、難波江、境谷であり、枝村に西ノ平村があったという。このうち難波江では約二億年前の貝化石が発見され、高梁市の天然記念物に指定されている。<sup>〔6〕</sup>また、江戸時代末期に作成された地誌『備中誌』では後醍醐天皇が隠岐から戻る際に「福地山」「柴原池」を通った古跡があることを紹介している。江戸時代には幕府領を経て、万治元年（二六五八）から旗本山崎氏の知行所となり幕末に至った。<sup>〔7〕</sup>山崎氏の陣屋は成羽にあったため、本報告書では領主をさすときは成羽役所とする。村高は表にまとめた（表1）。

さて、西林家は代々福地村の神職をつとめた家であった。前掲『備中誌』に福地村八幡宮の神主として「西林佐渡」が見える。住居は福地川の谷を臨む本村集落に立地し、庭先のツバキは平成二年（一九九〇）高梁市の天然記念物に指定されている。<sup>〔8〕</sup>この指定は、備中神楽を創案したとされる西林国橋の実家であることに関係しているのであろう。なお、西林国橋については備中神楽を完成させた人物として高梁市成羽町上日名および下日名に墓碑や顕彰

表1 福地村の村高

|         | 村高       | 備考                                                                                               |
|---------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小堀検地    | 495 石余   |                                                                                                  |
| 元禄年間の検地 | 1,034 石余 |                                                                                                  |
| 備中村鑑    | 840 石余   |                                                                                                  |
| 備中至宝記   | 1,034 石余 |                                                                                                  |
| 天保郷帳    | 1,144 石余 |                                                                                                  |
| 寛永備中国絵図 | 496 石    | 山崎家治先治                                                                                           |
| 備中誌     | 1,156 石余 | (1,034 石余、495 石とも)<br>1,156 石より内荒引残 840 石余<br>71 町 4 反 8 畝 5 歩<br>定米 240 石余<br>家数 176 軒、人数 885 人 |

注)『備中誌』（川上郡）、『岡山県の地名』、『角川歴史地名辞典』より作成。

表2 西林家歴代一覧（江戸時代）

|    | 名前<br>(通称)                   | 生没年                                         | 裁許状                          | 許認可神社（肩書）                                                                             | 主な事跡                                                                                                                                 |
|----|------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 盛晃<br>(治部)                   |                                             |                              |                                                                                       |                                                                                                                                      |
| 2  | 盛重<br>(和泉)                   | ? ~ 延宝2<br>(1674)                           | 寛永20(1643)<br>6月25日執達<br>状   | 羽根崎八幡宮（神官）                                                                            | 寛永20(1643)6月25日仮免状が下付<br>され、吉田家の配下となる。<br>寛文3(1663)9月25日、八幡宮を遷宮。<br>もともとあった妙現宮の右脇に相殿とし<br>て鎮座。                                       |
| 3  | 盛忠<br>(伊豆)                   | ? ~ 元禄12<br>(1699)8月21<br>日                 | 天和3(1683)<br>4月朔日            | 羽根崎八幡宮（祠官）                                                                            | 寛文9(1669)3月、八幡宮再建立。                                                                                                                  |
| 4  | 盛行<br>(河内)                   | 寛文2(1662)<br>~延享4(1747)<br>7月7日(86歳)        | 元禄12(1699)<br>8月13日          | 羽根崎八幡宮（祠官）                                                                            | 妻は盛忠娘。のち後妻を娶る。<br>宝暦4(1707)3月八幡宮屋根葺き替え。<br>正徳元(1711)本宅を建て替える。<br>正徳4(1714)7月27日付け裁許状3通(①<br>四組木綿縹萌黄色四組掛等裁許状、②紗<br>狩衣裁許状、③浅沓裁許状)      |
| 5  | 盛次<br>(和泉)                   | 元禄7(1693)<br>~寛延4(1751)2<br>月22日(58歳)       | 正徳4(1714)<br>7月27日           | 羽根崎八幡宮、賀茂大明<br>神、垂谷妙見、鍋坂妙見<br>4社（祠官）                                                  | 享保5(1720)阿部村西大和守後見職勤<br>める。<br>元文4(1739)当家に帰り相続する。<br>元文5(1740)八幡宮屋根葺き替え。                                                            |
| 6  | 忠盈<br>(佐渡、<br>采女之助、<br>玄蕃)   | 享保9(1724)<br>~天明5(1785)<br>10月18日(62<br>歳)  | 寛延4(1751)<br>8月3日(28<br>歳)   | 羽根崎八幡宮、賀茂大明<br>神、垂谷妙見、鍋坂妙見<br>4社（神主）                                                  | 寛延4(1751)布斎服着用許状。<br>明和4(1767)佐渡から采女之助に改名。<br>明和8(1771)2月25日、采女之助から<br>玄蕃に改名。<br>安永3(1774)八幡宮屋根葺き替え。                                 |
| 7  | 忠奕<br>(淡路)                   | 宝暦8(1758)<br>~文政元(1818)<br>10月16日(61<br>歳)  | 明和4(1767)<br>4月12日(10<br>歳)  | 羽根崎八幡宮、三台妙見、<br>賀茂大明神、八大龍王、<br>市尾天神、垂谷妙見、青<br>木妙見、谷山八幡宮、田<br>中天王、鍋坂妙見、境谷<br>荒神11社（神主） | 寛政元~12(1789~1800)、庄屋・年寄や、<br>同業神職と争論。<br>寛政10(1798)八幡宮屋根葺き替え、<br>本殿彩色。<br>文化9(1812)蔵を普請。<br>文化13(1816)本宅建替え。<br>文化14(1817)金毘羅社御殿再建立。 |
| 8  | 盛堯<br>(要人、織<br>重、織衣<br>亮、織江) | 明和5(1768)<br>~文政11(1828)<br>3月8日(61歳)       | 文化11(1814)<br>8月28日(47<br>歳) | 羽根崎八幡宮、三台妙見、<br>賀茂大明神、八大龍王、<br>市尾天神、垂谷妙見、青<br>木妙見、谷山八幡宮、田<br>中天王、鍋坂妙見、境谷<br>荒神11社（神主） | 忠奕の弟。忠奕を助け、寛政11(1799)<br>には代理で上京する。<br>西林国橋として有名。                                                                                    |
| 9  | 盛箕<br>(河内正)                  | 寛政8(1796)<br>~慶応4(1868)7<br>月17日(73歳)       | 文政11(1828)<br>7月29日(33<br>歳) | 羽根崎八幡宮、三台妙見、<br>賀茂大明神、八大龍王、<br>市尾天神、垂谷妙見、青<br>木妙見、谷山八幡宮、田<br>中天王、鍋坂妙見、境谷<br>荒神11社（神主） | 忠奕の子。<br>天保6(1835)川上郡丸山喜多方村清杉<br>八幡宮神主大河加賀正に千座行事の次第<br>を伝授する。                                                                        |
| 10 | 盛治<br>(佐渡正)                  | 文政元(1818)<br>~明治34(1901)<br>11月20日(84<br>歳) | 天保14(1843)<br>11月6日          | 羽根崎八幡宮、三台妙見、<br>賀茂大明神、八大龍王、<br>市尾天神、垂谷妙見、青<br>木妙見、谷山八幡宮、田<br>中天王、鍋坂妙見、境谷<br>荒神11社（神主） | 文政11(1828)7月成羽藩中宮本冬蔵忠<br>啓の門に入り手跡稽古(11歳)。<br>天保5(1834)7月より成羽大宮司渡辺<br>綱敏先生の門に入り垂加の風儀執行す<br>(17歳)。                                     |

注)「西林代々書」(C-1)および神道裁許状類から作成(A-1~16)などより作成。なお、年齢は数え年である。

碑が建立されている。『高梁市史』でも「高梁市の人物」という節で国橋を取り上げている。<sup>(1)</sup>しかし同書では、福地村に関して石高の変遷や村役人の呼称などが触れられる程度で記述が少ない。これは『高梁市史』における江戸時代の記述が備中松山藩中心となっているためである。二〇〇四年に刊行された『増補版高梁市史』では旧版の記述を削除し、より松山藩に特化した内容となっている。こうした点からも、土師家文書は西林家や福地村を取り巻く地域史の解明に光を当てる貴重な史料群といえる。

西林家のあらましについては、系図「西林代々書」[C・1]によって知ることができる。<sup>(2)</sup>表2は江戸時代に活動した西林家の人びとの一覧である。吉田家の神道裁許状により管掌を認められた神社の数が徐々に増えていくことがわかる。福地村内の神社については表3に示した。表3は宝暦九年（二七五九）九月付け「神社御改帳」[D・7]に記された神社であり、この帳面は成羽役所から「従 公儀被 仰出」ために「何神 何村神職名前」「小社預り 同断」の書式で書類提出を求められ作成したものである。表3の「司祭」欄に「神主西林佐渡」とある神社は、表2の忠盈が裁許状で認められた神社と一致する。なお、表2で記した歴代に発給された神道裁許状類について、最も古いものは神道裁許状に准ずる寛永二十年（一六四三）六月二十五日付け執達状「A・1」である。これは「伊澤右京亮信相」が「福地村羽根崎八幡宮神官」である西林和泉に対して発給したもので、福地村羽根崎八幡宮神事祭祀参勤時における風折烏帽子浄衣着用について「近日上洛候而 御裁許状」を頂戴すること、かつ「今度当国之社人等仕置之砌

吉田忠節之輩於有之者風折烏帽子浄衣可許之旨所被 仰下也」を伝えたものである。「西林代々書」には「西林和泉守盛重」の代に「寛永二十歳癸未六月京都吉田二位殿為御代官御家老伊澤右京亮殿下向有

表3 宝暦9年（1759）における福地村の神社

| 神社名       | 場所                                                                   | 司祭     | 備考     |
|-----------|----------------------------------------------------------------------|--------|--------|
| 羽根崎八幡宮    |                                                                      | 神主西林佐渡 |        |
| 賀茂大明神     |                                                                      | 神主西林佐渡 |        |
| 三台妙現      | 鍋坂                                                                   | 神主西林佐渡 |        |
| 三台妙現      | 垂谷                                                                   | 神主西林佐渡 |        |
| 天王宮       | 田中                                                                   |        |        |
| 八大龍王      |                                                                      |        | 加茂の宮相殿 |
| 天神（二社）    | 市尾、惣道                                                                |        | 預り     |
| 妙現（十一社）   | 羽根崎山、しじろ、定正、水上、白水、まきのうね、井の奥、御堂の上、うね竹、をいさこ、野坂                         |        |        |
| 三宝荒神（十八社） | さかへ谷、松尾、しみ堂、鍋坂、垂谷、寺うね、白水、さき谷、せと、庄屋、野坂、まきのうね、宮うね、井の奥、難波江上下二社、おふうへ、奥さこ |        |        |
| 八幡宮（二社）   | 加茂の御宮、谷山                                                             |        |        |
| 山之神（二社）   | 白水、しじろ                                                               |        |        |
| 摩利支天（十二社） | 白水、吉久、庄屋、谷山、市尾、井の奥、垂谷、しじろ、大うへ、とのかいち、なへ坂、西林水上                         |        |        |
| 山御崎       | 奥の谷                                                                  |        |        |
| 大歳神（二社）   | しじろ、森すへ                                                              |        |        |
| 若宮（五社）    | 野坂、鍋坂、野田、宮うね、時森                                                      |        |        |
| 惣道若宮      | ひらのまへ田の中に有る                                                          |        |        |
| 稲荷        | 野坂                                                                   |        |        |
| 明神        | 垂谷井のうへ                                                               |        |        |

注）「神社御改帳」[D-7]より作成。

テ社方はヨリ吉田官ニ受領ス、治部迄ハ数代当国宮内ニテ受領ス」とあり、吉備津宮から離れ吉田家の配下となったと記されている。執達状には伊澤の花押があるものの、神道裁許状とは発給者や書式および文面が異なるため、真贋を含めて検討の余地はあるが、ひとまず十七世紀半ばの段階で吉田家配下になったとみてよからう。

ところで、史料全体を通してみると忠盈期以降のものが多い。これらの史料から特に重要と考えた三項目について「史料編」に翻刻文を掲載した。

まず「一 神楽関係」については、備中神楽の成立とされる文政年間以前から幕末までの一〇点を掲載した。備中神楽は重要無形民俗文化財に指定された民俗芸能であり、西林国橋が創案したとされる。ただし、国橋の住んでいた藤井家が火災に遭い「国橋ゆかりの記録は何一つな」<sup>(13)</sup>くなってしまうため、創案の根拠を示す史料が不明である。

文政十三年（一八三〇）三月銘の「西林国橋先生墓碑」によると、「本田青齋」<sup>(14)</sup>に師事したことは判明するものの、神楽創作は明記されていない。前掲の『高梁市の文化財』においても「備中神楽（国指定重要無形文化財）の創始といわね、わね、わね、西林要人」<sup>(16)</sup>（注：傍点は筆者による）と曖昧な表現になっている。このように備中神楽成立については未解明な点があり、土師家文書に含まれる神楽史料は考察の材料となる可能性を含んでいる。たとえば、国橋没後の【一の9】天保十三年（一八四二）

正月二十一日の「田中天王宮御神楽帳」には他の史料にはない神能の細かな役割が書かれており、国橋誕生以前と誕生後および没後との比較ができる。また近年、山岳信仰と神楽をめぐる研究や、島根県

古代文化センターによる『出雲神楽の研究』<sup>(19)</sup>など神楽研究が進んでおり、他地域の神楽との比較を含めた分析も課題となろう。

次に「二 神山・神木関係」については年代不明のものを含め一六点を掲載した。主に神山や神木をめぐるトラブルについてであり、村びとと神職の緊張関係が見て取れる。先述のように福地村の人びとがどのような暮らしをしていたのかは不明な点が多いが、神社との関係に対する人びとの意識を垣間見ることが出来るものも含まれており興味深い。たとえば、【二の6】天明元年（一七八二）八月付け「二札之事」は、伴十郎という人物が「御神木松木壺本」を「我俣成致方」で売却したことを詫びたものである。伴十郎は自身が建立した「荒神明現」の松木を売却したのであるが、その二社を神職が勧請したこととでそこに見える樹木は伴十郎の手を離れ勝手に伐採できない「御神木」となってしまった。伐採権の喪失を伴十郎が認識していたか否かについては検討を要するが、神木をめぐる村びとと神職の意識のずれを汲み取ることはできよう。神職は成羽役所という公権力を背景として神山・神木は不可侵な存在であることを村びとに示し、そのことが軋轢をうんだのである。

最後の「三 忠奕期における寛政騒動」には、その軋轢が鮮明になった一連の事件に関する史料を収載した。忠奕は淡路と名乗り、父忠盈が四十四歳の時、明和四年（一七六七）若干十歳にして吉田家から神道裁許状を得ている「A・10」。父が亡くなる天明五年（一七八五）まで父とともに神職に従事した。その後は、十歳違いの弟である盛堯（織重。西林国橋のこと）からの助けを得ており、文政元年（一八一八）に

六十一歳でこの世を去った。調査した史料には、忠突による寛政期の願書や訴状類が多く含まれている。訴状作成にあたっては何度も推敲を重ねたようで、たとえば【三〇六】は【三〇一〇】を反映した内容となっている。これらを整理すると二つの争論があった。まず寛政七年（二七九五）頃に福地村庄屋ら村役人との争論が起り同十年に内済し、村役人との争論中である寛政九年から吉田家配下の同業者との争論も起り同十二年に終息した。争論は年貢上納および祭礼執行をめぐるものであり、次第に祭礼執行が中心となった。これは訴訟の相手が村役人から神職へ移行していくことに呼応している。訴願先が領主である成羽役所だけでなく京都の吉田家へも拡大し、さらに吉田家に対し「国方ニ而相済不申候得者、無詮方関東出訴ニ可仕」（【三〇一〇】）と訴えた。また、【三〇一〇】に「大氏八幡宮御殿之御屋根五六ヶ年以来破損仕候」「村役人と出入御坐候ニ付、寺社役人一向貪着無之候故、次第二及大破可致零落躰ニ相成」とあるのをはじめ、他の訴状にも羽根崎八幡宮の屋根修覆ができないことが記されている。これに関しては、寛政十年（一七九八）八月二十四日付の棟札写「奉再葺替修覆八幡宮」【46】に次のような記述がある。

裏に

一社役筋之儀ニ付庄屋伴右衛門与及懸合候処、内済ニ者相成候得共、出入後之事故、御上様思召ニ依而修覆世話人兩人江被仰付、修覆中悉皆引受取計候者也

つまり、庄屋との争論が内済に終わったが、その直後であるため成羽役所が佐藤喜代八重為と信原茂右衛門に「修覆世話人」を命じ、この二人が「修覆中悉皆引受」対応したことを裏面に注記したと書かれているのである。佐藤喜代八重為の事跡は不明だが、もう一人の信原氏は庄屋をつとめたことがある家という<sup>(21)</sup>。今後棟札の現物を確認する必要があるが、「18・23」にも同じ内容が記録されており、棟札写の記述を頼れば、寛政十年八月までに庄屋との争論は解決したと考えてよからう。

一方、同業者との争論は、村役人に関する寛政九年（一七九七）四月付けの訴状（【三〇一〇】）の中に佐藤丹後らの問題行動が記されることに始まる。それは佐藤丹後による「私支配之場所ニ勝手次第□神用等相勤」や、佐藤大膳による棟札の紛失などである。佐藤大膳は隣村である大津寄村三躰妙現の神主であり（【三〇一〇】）、「柴原池為鎮守弁財天」の祭礼を他村の本倉伊予と三名で執り行う仲であった（【三〇一〇】）。なお、居住地を福地村と書かれることもある（【三〇一〇】など）。

近隣地域での神社をめぐる争論については、文化期に起きた社家たちのよる備中国小田郡宇戸谷村（現井原市美星町）社家頭佐伯家からの分離独立運動<sup>(22)</sup>、嘉永期における同国哲多郡矢戸村（現新見市哲多町）中山八幡宮と寺院との対立<sup>(23)</sup>、美作国久米南条郡下神目村（現岡山市北区建部町）の志呂神社の神主と祠官中と安永期の対立<sup>(24)</sup>、備前備後国沼隈郡山手村（現広島県福山市）八幡社で天保期に発生したご神体をめぐる事件<sup>(25)</sup>など参考になる事例がいくつかある。このような事件の背景には中世以来の地域秩序として重んじられてきた宮座の変容が深く関係し

ている場合がある。三に掲載した史料からは宮座を背景としていることを直接示す文言は見出せないが、福地村にも宮座はあることから<sup>(26)</sup>、この点を含めた検討が必要であり今後の課題となろう。

なお一～三に掲載した史料は、次のような論点をも含んでいる。たとえば、【169】では寛永二年（一六二五）洪水によって賀茂大明神が流されたことや、宝暦年間に「小林御改」があったことが記されている。【1610】では加茂（賀茂）大明神龍王社の枯木をめぐる争論に際して、成羽役所が「双方申伝而已ニ而証跡等茂無之」と双方の主張を検証する証拠書類がないことを指摘する記述がある。また、【3】から年貢について神主が「御代官様江直上納仕度」と村内の年貢上納システムからの分離を望んでいることがわかる。これらはいずれも断片的な記述ではあるものの、丁寧に拾い上げていくことで福地村や領主支配のありようを考察する有用な材料となろう。

今後、クリーニングを待つ冷凍史料を含めてさらに調査を進め、本報告書で取り扱った内容が充実されることとなろう。また、本報告書がきっかけとなり、福地村に関する新たな地域史料の発掘につながることを期待する。

## 謝辞

報告書作成にあたり、調査の段階から多大なるご協力をいただきました。また、故土師正樹様、土師俊枝様、ご家族の皆様にご心より感謝申し上げます。

## 註

(1) 洗浄についてはセスキ炭酸ソーダを使用している。詳しくは、上村和史「西日本豪雨被災資料の救出と保全」（『岡山地方史研究』一四七、二〇一九年）、東野将伸「岡山史料ネットによる水損史料レスキュー・クリーニング作業の現状」（『LIN K』一二号、神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター、二〇二〇年）を参照されたい。

(2) 二〇二二年九月十三日、上村氏とともに高梁市落合町福地にある西林国橋旧家を訪問し、土師正樹氏から説明を受け、ご家族にもご対応いただいた。

(3) 『古今和歌集』「80」（刊本）の扉の「盛治」「三種抄」「2・3」（写本）の末尾の「西林織重盛堯敬書」など。

(4) 『角川日本地名大辞典 三三岡山県』角川書店、一九八九年。

(5) 『岡山県の地名』平凡社、一九八八年。

(6) 『高梁市史』一九七九年。

(7) 前掲『岡山県の地名』。

(8) 『高梁市の文化財』高梁市教育委員会、二〇一三年。

(9) 上日名に墓碑が建立された理由は、ここに母の実家である藤井家があり、嗣子のない同家の家政をみるために国橋が住み、病没後藤井家に葬られたことにある（『川上郡誌』名著出版、一九七二年・一九二〇年刊の複製、七四二頁）。なお、国橋に関する先行研究は墓碑の記述に依拠していると思われる。

(10) 高梁市成羽町下日名の神楽公園には、昭和二十八年（一九五三）建立の「備中神代神楽碑」、平成四年（一九九二）建立の「西林国橋先生顕彰碑」、平成十三年建立の「備中神楽発祥二百年記念」碑などがある。

(11) 一一八六～七頁。

(12) 「西林代々書」は卷子に表装され、白鳳期より記述が始まり、江戸時代に入り当主や妻の来歴が記されるようになる。十七世紀後期の盛重からは子供についても記述されるようになる。記述の最後は俊枝氏の代までとなっており、余白も多い。だれによって製作されたのか検討が必要である。

(13) 『備中神楽研究』備中神楽保存会、一九五九年。

(14) 前掲『川上郡誌』七四二頁なお、前掲『高梁市史』一一八七頁には「古備郡久代村本田清成斉について神道垂加の流儀国学を学んだ」とある。

(15) 本報告書執筆中の二〇二三年十二月十三日に史料ネットによるボランティア作業が実施された。この日の作業でクリーニングされた写本には、寛政三年(一七九一)六月二十九日の日付とともに「本田成青斎直授、西林盛堯謹書写」と記されており、現時点で両者の師弟関係を示した唯一の史料である。この「本田成青斎」は、文政十三年「西林国橋先生墓碑」に記された「本田青斎」や註14の『高梁市史』の「本田清成斉」と考えてよいであろう。

(16) 四四頁。

(17) 【169】では「命」「鬼」「尊」「松尾」「姫」「蛇」などの役名が見られる。このうち「蛇」には八名が当てられ八岐大蛇を示している。

(18) 山本ひろ子・松尾恒一・福田晃編『神楽の中世―宗教芸能の地平へ』(三弥井書店、二〇二一年)など。本報告書への神楽関係史料の掲載を含めて徳永誓子氏(岡山大学)より教示を得た。

(19) 島根県古代文化センター研究論集第二九集、二〇二三年。この研究論集については今津勝紀氏(岡山大学)より教示を得た。

(20) 西林国橋が備中神楽を創案したとする立場をとる場合、兄とともに争論を経験したことが神楽創案に影響を与えた可能性を考慮して検討する必要があると考え

ている。

(21) 『高梁市落合町 むかしめぐり』(高梁市落合公民館・落合地域まちづくり推進委員会・落合地域活性化推進委員会、二〇〇九年)五八頁。

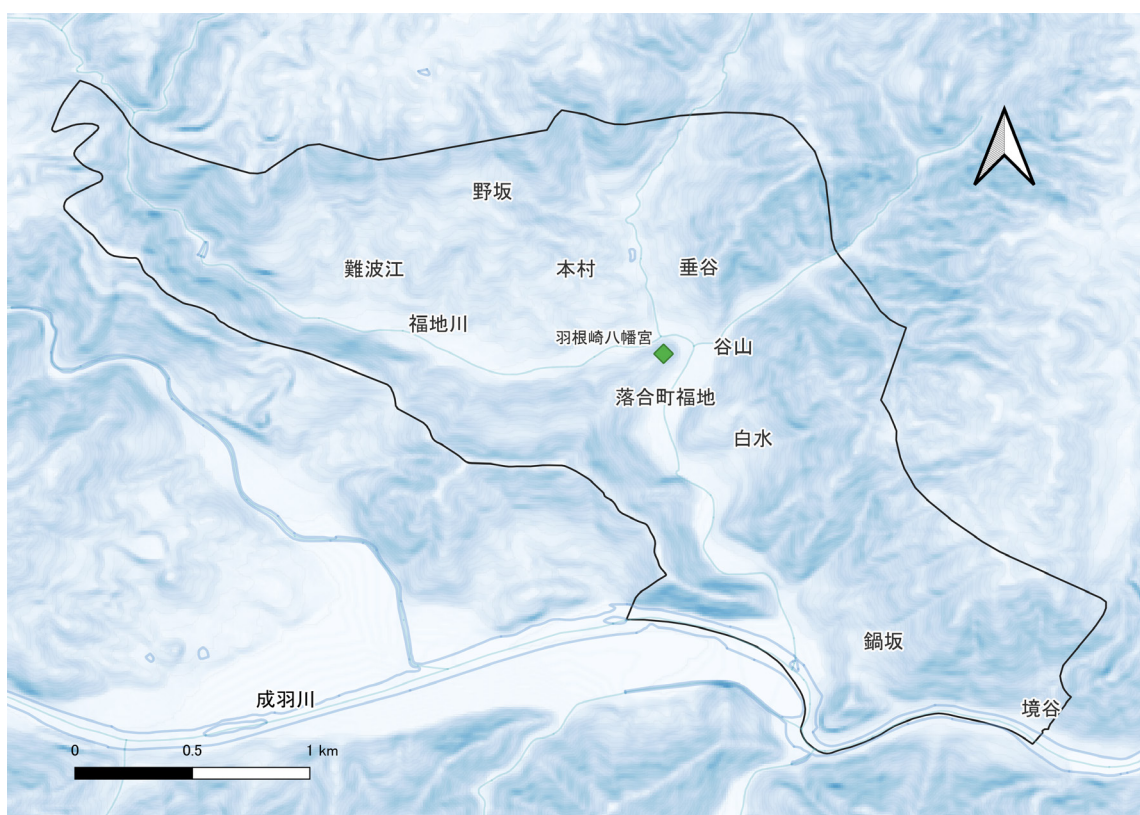
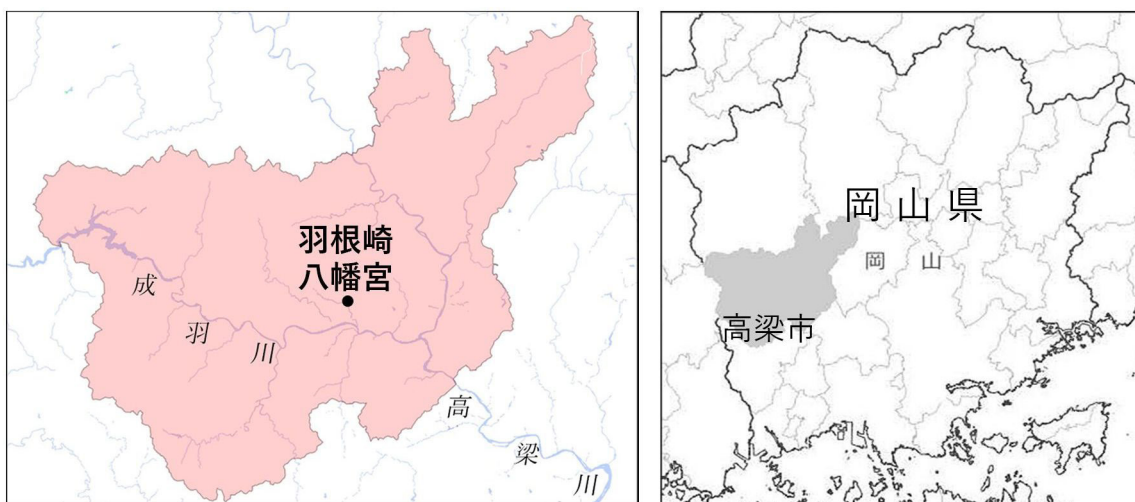
(22) 『成羽町史』通史編、一九九六年、三八三―三七頁。

(23) 倉地克直「江戸時代後期における寺社争論についての一考察―備中国哲多郡矢戸村中山八幡宮の場合―」『岡山大学文学部紀要』五五、二〇一一年。

(24) 『岡山県史』近世Ⅱ、一九八六年、七二―七三頁。

(25) 引野亨輔「鎮守のご本尊―江戸時代における神仏習合の一事例」『福山大学人間文化学部紀要』六、二〇〇六年。

(26) 前掲『高梁市落合町 むかしめぐり』五六頁では、「賀茂神社(水分神社)」は「司祭は西林家で、古い「宮座」という祭祀を行うための組織が残っていた神社である」と述べている。



岡山県高梁市落合町福地周辺図

地理院地図および人文学オープンデータ共同利用センターの Geoshape リポジトリ「国勢調査町丁・字等別境界データセット」により作成。

# 史料編

## 《凡例》

本編は、土師家文書のうち、備中国川上郡福地村（現高梁市落合町福地）に所在した西林家に関する江戸時代の史料を、「一 神楽関係」、「二 神山・神木関係」、「三 忠奕期における寛政騒動」の三節にまとめたものである。

翻刻にあたっては、できるかぎり原本の体裁を再現するように努めたが、紙面の都合上、または読みやすさを考えて、変更を加えたところもある。改行はいちいち指摘せず、闕字は一文字、平出二文字の空欄を設けた。

史料本文の字体は原則として常用漢字を用い、異体字・略字・俗字・あて字については一部を使用し、必要に応じて通用の文字を右行間に（ ）で示した。人名・地名など固有名詞については、原文通りとした。押印は㊦と記した。

史料を読みやすくするために、読点（、）、並列点（・）を付けた。

明らかに誤字・誤記と思われるものは、右行間に正しいものを（ ）で示し、疑念が残る場合は（カ）などとした。意味不明の場合は（マ）とした。難読文字は文字数が判明する場合は□、判明しない場合は「」で示した。抹消等で読めない場合は■とした。

変体かなは平かなに改めたが、格助詞のうち次の文字と、接続詞の「并」や「而已」（のみ）は活字を小さくして使用した。

者（は） 江（え） 茂（も） 与（と） 而（て）

くりかえし記号は、「々」（漢字）、「ゝ」（ひらかな）、「、」（かたかな）、「く」（二字以上の熟語）を用いた。

異体字・俗字・略字・合字については、次のものを使用した。

躰（体） 倅（倅・倅） 噉（扱） 并（并） 扣（控）  
 辻（とて） ベ（しめ） 方（より）

訂正・挿入は（行間挿入）と注記し、内容を「」を付けて記した。

本文中の割注は、できるだけ原文通りとしたが、改行位置については文意に影響がない場合は変更したものもある。

抹消や見せ消ちは二重線を使用した。訂正がある場合は、右行間にその内容を記した。

翻刻および編集作業は室山京子が担当した。

一 神楽関係

1 〈忠盈期〉宝暦七年（一七五七）三宝荒神  
舞延万覚 [B-10]

（表紙）

当番神主

宝暦七歳

西林佐渡

相当番

助七

三宝荒神舞延万覚

丁丑十月二十六日 惣氏子中

寛延四歳末五月廿八日方荒神講初メ、当丑ノ  
十月二十六日迄七歳して舞延仕候

惣氏子之分

一 本当番ハ五郎八ニ而御坐候所絶  
一人ニ罷成り屋敷明惣氏子頼ニ付  
当年方神楽祭り之当番いたし申候

佐渡

一 五郎八田地請取、それゆ  
一 へ相当番いたし祭り何角  
一 之せわいたし申約束ニ候

助七

善右衛門

惣兵衛

太郎助

一 地氏子ながら本氏子  
一 なミニ初尾出シ申候

宇平次

平十郎

長助

嘉兵衛

孫四郎

五郎右衛門

太郎兵衛

治右衛門

久四郎

三助

与平次

茂平次

与七郎

太兵衛

久七

七之助

平吉

六左衛門

一 前々之初尾ハ取かへし出不申所治右衛  
一 門・太兵衛取持ニ而神楽三日殿方出  
一 式拾三人  
一 右本氏子

舞延之節白米寄初尾覚

善右衛門、太郎助、太郎兵衛、五郎右衛門、

宇平次、長助、平十郎、嘉兵衛、平吉、久四  
郎、治右衛門、三助、与平次、茂平次、太兵  
衛、与七郎、惣兵衛、七之助、助七、佐渡

右白米壹升宛

内

白米

一 式升五合

佐渡

一 同式升五合

助七

一 同式升

茂平次

一 式斗四升

地氏子寄セ初尾覚

一 白米壹升

新宅 庄五郎

一 荒米貳升

庄屋 重兵衛

内壹升下原庄屋之御初尾

一 同壹升

幸藏

一 四升

一 荒米九升

佐渡

一 同三升

惣兵衛

一 壹斗貳升

右ハ五郎八荒神初尾米借用仕返済難成、所持  
分之榎之木伐取右之木代として米壹斗貳升兩  
人方出シ申

一荒米一斗三合 丑ノ 寄初尾

白米

一斗斗四升

荒米

一斗斗六升三合

合五斗三合

銀請取方品々覚

一九匁

竹代

右ハ五郎八初尾米借用仕返済難成所持分之竹伐売払

申候

前々之米初尾

一斗斗八升六合 六拾五匁かへ

内斗斗代元利受取

助七

内八升之米元利糯米ニかへ御供米ニいたし申候

残而六合元利七合式勾佐渡方出

右米斗斗代元利

一七匁壹分

助七

一斗斗三匁四分壹り

麦五斗五升代

一五拾九匁三合三り 三拾四匁かへ

麦壹石七斗四升五合代

銀方寄初尾

一壹匁

セドノ

忠四郎

一五匁

どうがいちノ

長蔵

一三匁

水六ノ

孫四郎

一壹匁

久七

一三分

清八

一壹匁

幸蔵

一壹匁

伴十郎

一五匁

成羽

日名

一斗斗分

甚蔵

一七匁

庄五郎

一壹匁

与七郎

一斗斗百拾五匁三分四り

内

七匁壹分

米代

九匁

竹代

八拾五匁七分四り 麦 式石三斗九升五合代

拾三匁五分

寄初尾銀

右之通り銀方受取申候

諸宮払方覚

一拾壹匁七分八り 品々かい物

一三分五り 御座むしろ壹枚

一三分 あさのを三つ

一六匁 座頭木ノ都へ打銭

一壹匁 非人番喜八へ

一四匁五分 紙壹束代

一拾八匁 社人礼銭八人分

一六匁壹分 御棚 掛銭

一五匁 同 もめん壹端代

一五匁 同 ひろかたわ

一斗斗壹分 大豆 三升代

一壹匁四分 小豆 式升代

一壹匁六分 割木 八束代

一六分 但シ掛目三百目 うずいも代

一壹匁 酒 三升代

一斗斗

一斗斗

一斗斗

善右衛門方出申候式  
拾匁之内拾八匁社人  
礼銭残而式匁只今引

一斗斗拾五匁五分五り 酒代

但シ五斗壹升壹合代

一斗斗八拾八匁式分八り

有銀

一斗斗百拾五匁三分四り

内八拾八匁式合八り諸入用ニ引  
残而式拾七匁六り過銀  
」

社人方覚

佐藤丹後守

同 磯次

同 久米次

同 藤井豊次

同 源次

同 甚吉

西 織衣

大月官次

べ八人

右人足ハかんりやくゆへ氏子内方取ニ遣申  
候

十月廿三日社人方頼ミニ

一上日名村へ 与平次

一阿部村へ 友平

一春木村へ 太兵衛

一同村座頭へ 同人

同廿五日

一成羽へ

善右衛門  
惣兵衛  
勘十郎  
五郎右衛門

一上日名村へ 下り松 孫平

一阿部村へ 五郎七

一鷺谷へ 久七

同廿五日当番へ内歩

一内歩 平吉

一同 友平

一同 太郎兵衛

一同とうふし 茂平次

釜薪三荷

一耆荷 宇平次

一耆荷 太郎助

一耆荷 善右衛門

べ

其外ハ当番之薪木三日殿までたき申候

一大根 氏子内方皆々寄申候

一にんしん耆把 平吉

一ねふか 佐渡

一同 太郎助

一ゑのいも分 善右衛門

一同 平十郎  
一(マ)こ

同廿六日役がりの者

一料理人

一かよい人

一食たき

一酒奉行

一米奉行其外かつ

一て一切目付役

一座せきていす

一火ノ番

其外水くミ一切かつてはたらきハ氏子役見つかいニ

仕候

廿七日道具返しニ

一日名村へ

一阿部村へ

一鷺谷へ

一庄屋へ御神酒を升御供

一重三つ殿ニ遣ス外

二御供一重下原へ遣

久七

次右衛門

市兵衛

太兵衛

次右衛門

一 菊楽へ御供一重いの 太郎兵衛俵  
一 奥へ酒壹升御供一重 孫

一新宅へ御供一重 七之助

其外氏子中江御供小餅一重宛配り申候

## 2 〈忠盈期〉明和四年（一七六七）境谷荒神

舞延覚書 [D-12]

〔表紙〕

神主

明和四歳 西林佐渡

### 境谷荒神舞延覚書

丁亥 当番

正月二十二日 金兵衛 一

一 丁亥正月十四日寺社御奉行田辺九郎左衛門様舞延神楽御願申上候

一同正月廿一日方境谷江参、荒神拵内舞仕申候、阿部村方大和被参、此方方拙者、鷺谷磯次参、右三人二而御勤申候

一 廿二日神職連名左二印

渡邊縫殿佐 山根出羽守 本倉金吾

佐藤丹後守 佐藤磯治 佐藤久米次

杉村对馬守 杉村民治 西大和守

西 富次 西林佐渡守 西林虎治  
大内吉之進 役割覚

解除 佐藤 磯治

神舞 同人

指紙 杉村民治

御座蒔 山根出羽

御祓 杉村对馬 山根出羽 本倉金吾

申上 西大和守

勧請 佐藤丹後守

祝詞 渡邊縫殿佐

猿田彦 佐藤久米次

剣舞

西 富治 佐藤 磯治 同 久米次 本倉 金吾

一 詫 西 富治

荒神 舞納 渡邊縫殿佐

神社帳御棚二置候所、人知れ二不盗申候

一 三日殿御神酒、廿二日之晩西林佐渡守相勤

申候、神楽役割も拙者方仕、一切指図拙者

方仕申候

一 廿三日氏子中拙宅江右之一礼二被参候  
当番

金兵衛、平七、喜兵衛、文右衛門、子息  
八三郎、権右衛門

右供物覚

一月日の餅壹ツ、小餅十五、木綿壹端、ひ  
やかい注連、掛鯛壹掛、掛銭貳百拾文、白  
かい銭六拾六文、花米四升、麦貳升、ひへ  
壹斗三升、酒壹樽、しき俵三俵、礼銭貳匁  
御奉行所江廿三日ニ伊八参申候

## 3 〈忠盈期〉安永二年（一七七三）三宝荒神

舞延万覚帳 [90]

〔表紙〕

安永二年 当番神主西林玄蕃  
相当番長兵衛

### 三宝荒神舞延万覚帳

癸巳十月廿八日 惣産子中

惣産子名前

一 西林玄蕃

一 長兵衛

|      |    |    |     |     |     |     |    |     |     |     |     |    |    |     |     |     |      |       |    |    |
|------|----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|------|-------|----|----|
| 貳拾貳人 | 喜六 | 茂七 | 久四郎 | 伊兵衛 | 久七都 | 清四郎 | 文助 | 太兵衛 | 茂平次 | 与平次 | 喜七郎 | 友平 | 孫平 | 孫四郎 | 五郎七 | 勘十郎 | 忠兵衛  | 五郎右衛門 | 浅吉 | 槌平 |
|      |    |    |     |     |     |     |    |     |     |     |     |    |    |     |     |     | 地氏子也 |       |    |    |

|      |  |        |  |     |  |     |  |     |  |    |  |       |  |     |  |    |  |     |  |     |  |    |  |     |  |    |  |     |  |     |  |     |  |    |  |     |  |     |  |     |  |     |  |     |  |    |  |      |  |      |  |     |  |     |  |     |  |     |  |     |  |    |  |    |  |     |  |     |  |    |  |        |  |     |  |       |  |      |  |
|------|--|--------|--|-----|--|-----|--|-----|--|----|--|-------|--|-----|--|----|--|-----|--|-----|--|----|--|-----|--|----|--|-----|--|-----|--|-----|--|----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|----|--|------|--|------|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|----|--|----|--|-----|--|-----|--|----|--|--------|--|-----|--|-------|--|------|--|
| 品左二印 |  | 惣氏子寄初尾 |  | 一壹匁 |  | 与平次 |  | 一壹匁 |  | 長藏 |  | 一壹匁五分 |  | 藤次郎 |  | 古町 |  | 一貳分 |  | 七兵衛 |  | 新張 |  | 一五分 |  | 甚藏 |  | なへ坂 |  | 治平次 |  | 一貳分 |  | 喜六 |  | 一壹匁 |  | 久四郎 |  | 一貳分 |  | 久七都 |  | 一壹匁 |  | 忠八 |  | 下原庄屋 |  | 富右衛門 |  | 一壹匁 |  | 庄五郎 |  | 臘敷村 |  | 一壹匁 |  | 武兵衛 |  | 大谷 |  | 助藏 |  | 阿部村 |  | 一壹匁 |  | 越前 |  | 〆拾貳匁壹分 |  | 本氏子 |  | 右地氏子也 |  | 先祖氏子 |  |
|------|--|--------|--|-----|--|-----|--|-----|--|----|--|-------|--|-----|--|----|--|-----|--|-----|--|----|--|-----|--|----|--|-----|--|-----|--|-----|--|----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|----|--|------|--|------|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|----|--|----|--|-----|--|-----|--|----|--|--------|--|-----|--|-------|--|------|--|

|     |       |
|-----|-------|
| 米初尾 | 伴十郎   |
| 一老升 | 庄五郎   |
| 一貳升 | 太兵衛   |
| 一同  | 浅吉    |
| 一同  | 槌平    |
| 一同  | 伊兵衛   |
| 一同  | 清四郎   |
| 一同  | 文助    |
| 一同  | 忠八    |
| 一同  | 茂七    |
| 一同  | 孫四郎   |
| 一同  | 勘十郎   |
| 一同  | 五郎七   |
| 一同  | 長兵衛   |
| 一同  | 孫平    |
| 一五合 | 弥五郎   |
| 一五合 | 三次郎   |
| 一老升 | 重藏    |
| 一同  | 五郎右衛門 |

右 本氏子  
地氏子先祖氏子也

一拾貳匁壹分 名前右二印

一三拾七匁 小四郎

一五匁五分 孫四郎

一貳拾目 槌 平

一貳拾目 太兵衛

一四匁 喜七郎

一五匁五■ 友 平

一三拾目 玄 蕃

一拾壹匁 五郎右衛門

べ百四拾五匁壹分

右年々之銀米麦初尾借用仕、此度差出シ申候、  
外ニ割かつぎ

一三拾目 都割也

銀辻

合百七拾五匁壹分

諸入用払方

一三拾目八分五り

四斗七升代

酒代  
津国屋

一貳拾七匁貳分五り

三斗五升代

同断  
北谷屋

一五匁四分 同断

右ハ 十月十九日惣寄合 酒代  
同十三日神楽木仕 酒代

一拾七匁貳分九り 成羽かい物品々

一九匁 松山かい物品々

一三拾五匁 社人礼錢

一六匁 御棚掛錢

一七匁 御棚掛木綿代

一五匁七分 紙壹束五帖

米壹斗代

一五匁五分 花米

麦

一五斗 あらくさ

右ハ初尾麦すぐニ請取

一六分 御座庭代

米壹斗代

一五匁五分 米代

右ハ三日殿食米代

一壹匁八分 大豆四升代

右ハとうふ大豆

一壹匁 小豆代

一壹匁 非人番江

一拾壹匁 糯米代

右ハ御供米貳斗也

一三匁七分壹り 品々かい物

一六匁 座当札錢

内 四匁札錢

貳匁木の都組都江壹匁づゝ樽代

合百七拾五匁壹分

諸入用也

社人方覚

一 西林玄蕃

一 同 淡路

一 同 要人

一 渡邊内記

一 佐藤丹後

一 同 磯次

一 西越前

一 同久之丞

一 藤井文治

一 同 岳蔵

一 本倉伊豫

べ

|                  |                 |      |                  |            |                         |       |      |                      |        |         |                |    |       |
|------------------|-----------------|------|------------------|------------|-------------------------|-------|------|----------------------|--------|---------|----------------|----|-------|
| 廿八日役かゝり之者        | 一料理人            | 一かよい | 一酒奉行<br>酒わかし共二兼役 | 一飯たき       | 一火の番けいご                 | 一はい膳方 | 一水くミ | 米<br>一奉行<br>かつて一切目付役 | 一ごきあらい | 一座セきていす | 一神酒壺升<br>一御供一重 | 一同 | 一御供壺重 |
| 喜七郎<br>孫六郎<br>浅吉 | 和次郎<br>千蔵<br>六蔵 | 槌平   | 伊兵衛<br>五郎七       | 伊兵衛<br>五郎七 | 孫四郎<br>伊三郎<br>忠兵衛<br>庄八 | 茂七    | 勘十郎  | 孫平女房<br>久四郎          | 長兵衛    | 庄屋江     | いのおく江          | 菊  | 楽江    |

|       |     |     |                   |              |              |                              |              |        |      |       |        |                          |       |
|-------|-----|-----|-------------------|--------------|--------------|------------------------------|--------------|--------|------|-------|--------|--------------------------|-------|
| 一同    | 一同  | 一同  | 其外氏子中江御供壺重御神札配り申候 | 銀方<br>百七拾五匁分 | 米方<br>白米六斗五升 | 4 〈忠盈期〉安永七年（二七七八）御神楽神社帳〔102〕 | （表紙）<br>安永七歳 | 御神楽神社帳 | 「」十日 | 御注連牛王 | 八幡宮 一詫 | 本宮妙現<br>金毘羅山ノ神若宮<br>末社不残 | 賀茂大明神 |
| しんたく江 | 長蔵江 | 忠八江 |                   |              |              |                              |              |        |      |       |        |                          |       |

|      |    |    |    |    |     |    |    |    |      |      |      |          |          |
|------|----|----|----|----|-----|----|----|----|------|------|------|----------|----------|
| 八大龍王 | 野坂 | 田中 | 鍋坂 | 境谷 | 市尾  | 谷山 | 青木 | 垂谷 | 六ヶ村  | 大小神祇 | 六十八社 | 三千一百三十二神 | 天神地祇八百万神 |
| 妙現   | 天王 | 妙現 | 荒神 | 天神 | 八幡宮 | 妙現 | 妙現 | 妙現 | 大小神祇 | 吉備津宮 | 十七社  |          |          |

御前 二社  
妙現 摩利支天 火ノ御前 妙現 神 繩御前 三社 庖瘡御前 庖瘡御前 摩利支天 妙現 神 伐木御前 稻荷 七「」 御前 了御前 牛王 了御前 若宮 御前 御前 御前 吉兵衛 辰 弥兵衛 辰 庄兵衛 申 九十郎 亦兵衛 卯 吉右衛門 辰 小左衛門 亥 藤七 太治右衛門 巳 伊十郎 午 文右衛門

才ノ神前 火ノ御前 十三社 摩利支天 土神 牛神 火ノ御前 「」御前 妙現 御前 綱御前 若宮 神役 解除 本倉伊豫 榊舞 成羽 惣社家 御祓 日名村 惣社家 申上 神主 辰 伊八 戌 直助 子 友八 午 庄助 午 源六

勸請 佐藤丹後 小川筑前 祝詞 渡邊内記 先弘 山根出羽 劍舞 藤井求馬 同 帶刀 同 造酒 西林淡路 大王 高田能登 中央 佐藤大膳 一託 西越前 舞納 井ノ奥 藤井帶刀 舞入 おくさこ 荒木薩摩 舞納 野坂 佐藤丹後

5 〈忠盈期〉安永八年（一七七九）御神楽神

社帳 [D-13]

「<sup>（表紙）</sup>安永万歳第八

御神楽神社帳

己亥正月廿二日

神役

解除 渡邊佐膳

榊舞 小川勘七  
小林佐源

御禊 渡邊駿河  
高田平次郎  
宮本陸奥  
藤井豊後  
同 帶刀  
西越前  
本倉伊予  
佐藤大膳  
杉村民次

申上 <sup>注連主</sup> 西林玄蕃

勸請 小川越前  
佐藤丹後

祝詞 渡邊内記

先払 宮本陸奥

剣舞

同 藤井求馬  
同 帶刀  
同 豊後  
同 達弥

天王 平上伊勢

中央 平田山城

一詫 <sup>大氏八幡宮</sup> 藤井帶刀

詫 <sup>妙現宮</sup> 西越前

舞納 <sup>荒神</sup> 佐藤丹後

神主 西林玄蕃

当番 治郎兵衛

銀札百三拾目 御棚廻り社人札錢  
神主請ニ仕申候  
其外一切諸入用ハ氏子ノ仕申候

一米 壹俵

一麦 壹俵

一御神酒造桶 貳ツ

一月日の餅 壹ツ

外ニ小餅

一柄杓 壹対

一白蓋綱 壹筋

一神殿木 不残参申候

6 〈忠盈期〉安永九年（一七八〇）三宝荒神

舞延万覚帳 [D-14]

「<sup>（表紙）</sup>于時安永九歳 本当番 神主 西林玄蕃  
相当番 長兵衛

三宝荒神舞延万覚帳

庚子二月十六日 惣産子中

惣産子名前

国すへ

一 西林玄蕃

一 まへのた

一 寺畝 長兵衛

一 からげ 新 蔵

一 くぼの 勘十郎

一 よし久 孫 六

一 のた 清四郎

一 てらうね 槌 平

一 うねたけ 五郎右衛門

一 乍地氏子本氏子同前也 忠兵衛

|            |       |      |
|------------|-------|------|
| 一          | からげ   | 長之助  |
| 一          | 水あな   | 孫四郎  |
| 一          | さがりまつ | 友平   |
| 一          | うへかど  | 浅之助  |
| 一          | 宮のわき  | 久八   |
| 一          | 井の本   | 文助   |
| 一          | 同     | 組都   |
| 一          | まへのた  | 久七郎  |
| 一          | のたの西  | 徳次郎  |
| 一          | さこ    | 伊兵衛  |
| 一          | 上の路   | 甚右衛門 |
| 一          | 国尾    | 茂七   |
| 一          | 下国尾   | 久六   |
| 地氏子先祖氏子寄初尾 |       |      |
| 一米三升       | 庄五郎   |      |
| 一同壹升       | 藤四郎   |      |
| 一同壹升       | 伴十郎   |      |
| 一同貳升       | 喜七郎   |      |
| 一同壹升       | 藤兵衛   |      |
| 一同壹升       | 嘉助    |      |

|            |        |
|------------|--------|
| 壹匁         | 日名村    |
| 一壹匁        | 帶刀     |
| 一五分        | 阿部忠八   |
| 一三分        | 松山市作   |
| 一三分        | 江田忠次郎  |
| 一三分        | 佐十郎    |
| 一壹匁        | 久七都    |
| 一壹匁        | 治平次    |
| 一貳分        | 大津寄三太郎 |
| 一貳分        | 下原五右衛門 |
| 一貳分        | 大谷助藏   |
| 一五り        | 新張甚藏   |
| 一五厘        | 古市七兵衛都 |
| 一貳匁四分五り    | つなき初尾  |
| ベ九匁四分五り    |        |
| 毎年正月廿八日人別錢 |        |
| 取立セ話人      |        |
| 新藏         |        |
| 貸方元利       |        |
| 合五拾六匁五分壹厘  |        |

每年正月廿八日人別錢

取立セ話人

新蔵

貸方元利

合五拾六匆五分壹厘

每年五月廿八日寄麦初尾

取立セ話人

孫六

貸方元利

合式石七斗五升

内式斗五升

神樂之あらくさ二也

残式石五斗

此代六拾四匁七分五り

每年九月廿八日寄米初尾

取立セ話人

勘十郎

貸方元利

合甕石七斗九升七合

外二  
九升

神楽前地子方寄初尾米

二四

合壹石八斗八升七合

肉

八斗神樂食米二成ル

同

五斗九升八合 買米

此代貳拾八匆九り

殘而四斗八升九合過米

惣辻

合百五拾目壹分六り

外二 正米

八斗 飯米成ル

同

四斗八升九合過米

社人衆中名前

西林淡路守

成羽村 同名要人

同 渡邊内記

上日名村 同名弁之丞

同 藤井求馬

今津村 同名帶刀

田井村 小野辨之進

当村 渡部雅樂

阿部村 佐藤丹後守

羽山村 西久之丞

本倉伊豫守

拾壹人

役別人数覚

一本しめ役 西林玄蕃

一切目付 勘十郎

同断 孫六

一座敷持 長兵衛

一鉄炮発シ 同人

一食たき 伊三郎 長之助

一配膳 茂次郎 徳次郎 久六

一料理人 織平 友三 吉

一かよい 和蔵 林蔵

一けいご火の番 槌平 五郎右衛門

一酒わかし 甚右衛門

一茶わかし 忠兵衛

一 其外万事ハ氏子中不殘相勤申候

諸入用方

一五斗四升六合 酒

代三拾壹匁 津国屋

一壹匁貳分 鳥代

一貳匁 やきもの さかな二十

一貳拾壹匁七分六り 松山かい物品々

一壹匁六分七り 成羽かい物

一貳拾九匁 社人衆拾壹人江札銭

一貳匁五分 人足江札銭

一六分 小太夫衆江花

一貳匁四分 大豆六升代 右ハとうふ

一壹匁六り たまこ貳十六

一四匁 座頭江札銭

一六匁 御棚掛銭

一六分七り 白蓋銭

一四分 御座薙代

一三匁六分 紙壹束代

一壹匁 小豆貳升代

一五分 そうり代

一壹匁 料理人織平江

一壹匁 非人番喜八江

一壹匁 鉄炮薬代

一壹匁五り 染代

一三匁 札銭

百拾八匁九り

三月三日神酒上時分

一 壹匁五分とうふ壹箱

同日

一 四匁四分酒八升

同日

一 壹匁 しゃうゆ代

一 六匁九分

二口

合百貳拾五匁貳分九り

御供配り覚

一 御供<sup>壹重</sup>神酒<sup>壹升</sup> 御庄屋江

さこノ

一 右同断 治平次江

新宅

一 御供壹重 庄五郎江

谷山

一 同 藤四郎

井ノ奥

一 同 伴十郎

なはへ

一 同 藤兵衛

同

一 同 喜七郎

同

一 同 嘉助

同

一 同 七兵衛

江田ノ

一 同 利八

右十七日二配り申候

7 〈忠奕期〉文化二年（一八〇五）三宝荒神

社神楽舞延帳 [D-11]

〔表紙〕文化二歳

三宝荒神社神楽舞延帳

正月廿八日

神主

西林淡路正

一 清与目

西林岩太  
佐藤隼人

一指紙

本倉又吉

一 榊舞

本倉勘之進

一 御座蒔

藤井民治

導師

宮本織部祐  
西林君太

一 御祓

同 浅之進  
本倉勘之進  
佐藤一三  
本倉大吉

一 申上

西林織重

一 勧請

佐藤丹後  
西林織重

一 祝詞

神主

一 奉幣

同

神能次第

猿田彦

佐藤浅之進  
本倉大吉

岩戸神楽大事

剣舞

本倉勘之進  
西林織重  
佐藤浅之進  
藤井民治

大王

佐藤丹後

中央

佐藤織重

大氏

一 詫

本倉勘之進

二 詫 御神楽

宮本織部祐

本宮三昧妙見宮

鴨大明神

八王龍王

八幡宮

|      |     |        |        |       |     |      |        |    |      |     |        |     |       |         |         |          |    |      |              |                       |
|------|-----|--------|--------|-------|-----|------|--------|----|------|-----|--------|-----|-------|---------|---------|----------|----|------|--------------|-----------------------|
| 金毘羅社 | 天王宮 | 天満天神二社 | 十三躰妙現宮 | 十八社荒神 | 大歳神 | 三拾六社 | 村中大小神祇 | 当国 | 吉備津宮 | 十八社 | 国中大小神祇 | 御本所 | 春日大明神 | 八神殿大小神祇 | 六ヶ村大小神祇 | 天神地祇八百万神 | 舞納 | 佐藤丹後 | 当番<br>信原茂右衛門 | 一辰之歳<br>一若宮式社<br>一火御崎 |
|------|-----|--------|--------|-------|-----|------|--------|----|------|-----|--------|-----|-------|---------|---------|----------|----|------|--------------|-----------------------|

|                           |                               |            |                             |                                                     |                               |                             |                             |                             |                             |                             |                             |                             |                             |                             |                             |                             |                             |                             |                             |                             |
|---------------------------|-------------------------------|------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 一とふべう<br>一うしきさき<br>一切木みさき | 一丑之歳<br>一めうたい<br>一神子神<br>祭殿不残 | 相当番<br>幾五郎 | 一亥ノとし<br>丑みさき<br>狐神<br>祭殿不残 | 一未ノ歳<br>山の神<br>大歳神<br>若宮式社<br>本むら社<br>庖瘡みさき<br>摩利支天 | 一未ノ歳<br>そゑ初尾二通<br>平之助<br>(ヌカ) | 一亥ノとし<br>丑みさき<br>狐神<br>祭殿不残 | 一亥ノとし<br>丑みさき<br>狐神<br>祭殿不残 | 一亥ノとし<br>丑みさき<br>狐神<br>祭殿不残 | 一亥ノとし<br>丑みさき<br>狐神<br>祭殿不残 | 一亥ノとし<br>丑みさき<br>狐神<br>祭殿不残 | 一亥ノとし<br>丑みさき<br>狐神<br>祭殿不残 | 一亥ノとし<br>丑みさき<br>狐神<br>祭殿不残 | 一亥ノとし<br>丑みさき<br>狐神<br>祭殿不残 | 一亥ノとし<br>丑みさき<br>狐神<br>祭殿不残 | 一亥ノとし<br>丑みさき<br>狐神<br>祭殿不残 | 一亥ノとし<br>丑みさき<br>狐神<br>祭殿不残 | 一亥ノとし<br>丑みさき<br>狐神<br>祭殿不残 | 一亥ノとし<br>丑みさき<br>狐神<br>祭殿不残 | 一亥ノとし<br>丑みさき<br>狐神<br>祭殿不残 | 一亥ノとし<br>丑みさき<br>狐神<br>祭殿不残 |
|---------------------------|-------------------------------|------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|

|                                   |                            |     |       |                                         |               |              |     |                |    |                    |     |                     |     |       |     |
|-----------------------------------|----------------------------|-----|-------|-----------------------------------------|---------------|--------------|-----|----------------|----|--------------------|-----|---------------------|-----|-------|-----|
| 一巳ノとし<br>大仙大権現<br>長ぶくのみさき<br>祭殿不残 | 一申ノとし<br>一みさき式ヶ処<br>一さいのか神 | 山三郎 | 一辰ノとし | 一亥ノとし<br>山みさき<br>まりしてん<br>大仙大権現<br>祭殿不残 | 瑜伽権現<br>うしみさき | 一未ノとし<br>〇地蔵 | 安次郎 | 一丑ノとし<br>三社みさき | 和吉 | 一未ノ歳<br>狐神<br>権現さま | 宇十郎 | 一辰ノ歳<br>みさき<br>丹波権現 | 吉五郎 | 一寅ノとし | 万次郎 |
|-----------------------------------|----------------------------|-----|-------|-----------------------------------------|---------------|--------------|-----|----------------|----|--------------------|-----|---------------------|-----|-------|-----|

摩利支天  
みさき  
きつね神

一子ノとし  
きつね神

八蔵

8 〈盛衰期〉文政三年（一八二〇）三宝荒神  
舞延神楽帳 [103]

〔表紙〕  
文政三年 神主 佐藤丹後守 隼人

三宝荒神舞延神楽帳

正月十三日 代々当番 平太彌平  
預り当番 富吉

コ、ロ  
「」

大元尊神

神役次第

先進殿

次各神

次御神酒献之

次頂拝

次座入

次清与目

次神舞

次指紙

次御座舞

次御祓

次陰陽行事

次申上

次勧請

次祝詞

小川豊前正

杉村織部  
小川住江

神主

岩戸神楽 大事

猿田彦太神

次諸神能

次劍舞

大王

中央

大氏二宮

一詫

杉村

瀧根

荒神

御注連護王

「」龍王社

八幡宮

日名倉大明神

|           |           |      |     |      |     |    |     |       |    |     |       |     |       |          |        |        |      |     |
|-----------|-----------|------|-----|------|-----|----|-----|-------|----|-----|-------|-----|-------|----------|--------|--------|------|-----|
| 韋山<br>山祇社 | 谷山<br>天王宮 | 八社荒神 | 「」歳 | 魔理志天 | 若宮  | 山神 | 火御崎 | 石堂平祭殿 | 山神 | 火御崎 | 七十五野狐 | ■九狐 | 「」十余社 | 六ヶ村 大小神祇 | 王城二十四社 | 吉田元本八神 | 吉備津宮 | 十八社 |
|           |           |      |     | 五社   | 十二社 | 三社 | 三社  | 不残    |    | 三   | 両社    |     |       |          |        |        |      |     |

|                      |      |       |     |     |      |    |     |     |     |          |     |                            |                  |           |                                                  |               |         |
|----------------------|------|-------|-----|-----|------|----|-----|-----|-----|----------|-----|----------------------------|------------------|-----------|--------------------------------------------------|---------------|---------|
| 日本国中大小神祇<br>三千一百三十余社 | 神楽男神 | 八百乙女神 | 万宗壇 | 諸源壇 | 神主五王 | 若宮 | 神子神 | 天津社 | 地津社 | 天神地祇八百万神 | 一祭殿 | 一<br>まりし天<br>こゝろよし<br>荒神若宮 | 一<br>山の神<br>剣みさき | 卯<br>平奈彌平 | 火のみさき<br>とうべう<br>水神<br>くびくゝり<br>たきすて土公神<br>うしみさき | 当番<br>午<br>市松 | 戌<br>富吉 |
|----------------------|------|-------|-----|-----|------|----|-----|-----|-----|----------|-----|----------------------------|------------------|-----------|--------------------------------------------------|---------------|---------|

|                           |                                                  |                                                                                        |                                                |                |                          |          |         |         |     |          |     |
|---------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------|--------------------------|----------|---------|---------|-----|----------|-----|
| 一<br>土公神<br>ほのうえみさき<br>水神 | 一<br>しげたけ土公<br>古川水神<br>たきすて土公<br>うしみさき<br>「」さき八所 | 「」天王<br>一丸狐<br>きり木みさき<br>神楽ほむら<br>若宮<br>ほのうみさき<br>貴船<br>地神みさき<br>一丸狐<br>幣さし三本<br>一古川水神 | 一<br>みさき<br>奥のみさき<br>狐神<br>土公<br>水神三社<br>大仙みさき | 「」尾大明神<br>「」公神 | 「」みさき<br>「」みさき<br>はしかみさき | 卯<br>金五郎 | 亥<br>うた | 申<br>伊勢 | 忠兵衛 | 戌<br>ふじや | 与「」 |
|---------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------|--------------------------|----------|---------|---------|-----|----------|-----|

剣みさき

一 山の神  
切木みさき  
こくうみさき  
とぶや火のみさき  
水神古川  
午 源五郎

一 大のみさき  
火のみさき  
戌 貞蔵

一 貴船  
一丸  
「一丸」不残  
申 六次郎

「一丸」不残  
天道みさき  
剣みさき  
亥 平松竹「」

一 天王  
まりし天  
疫神みさき  
火のみさき  
水神  
富みさき  
稲田みさき  
一 徳貞みさき  
丑 平松幸吉

一 山の神  
荒神  
まりし天  
高下荒神  
祭殿不残  
丑 細谷 三之介

一 山の神  
坂根  
未 三之介

□ 山の神  
殿不残

亥 八三郎

卯 庄兵衛

金毘羅各物中氏子

一 山みさき  
一 牛王みさき  
一 天道みさき  
一 地神みさき  
一 古木みさき

綱入  
綱舞

舞納  
小川豊前正

9 〈盛箕期〉天保十三年（一八四二）田中天

王宮御神楽帳 [104]

〔表紙〕  
「福地村田中」

〔中表紙〕  
天保十三壬寅年 神主 西林河内正

天宮御神楽帳 当番

正月二十一日 相当 源太郎  
林蔵

神役次第

先御座入 山川備前正  
本倉因幡正

次指紙 大河伊豆正  
伊勢村輝彦

次解除 宮本 環  
○佐藤隼之輔  
○小川 亘  
本倉政之丞

次榊舞 渡邊左近介  
小川右近介  
平上伊勢正  
山根近江正

次御座筵

○渡邊數馬  
○西林越前正  
伊勢村輝彦

次動座加治

○藤井相模正  
○大河加賀正  
○渡邊保雄

次陰陽行義

宮本織之輔

次鎮座揖

小川紀伊正  
高田能登正  
高田備前正  
平田筑後正  
荒木山城正  
佐藤大膳正

次御祓

藤井和泉介  
本倉石見正  
藤井舎人  
山川備前正  
渡邊隼人

次祝詞

神主  
大宮司

次前駈

藤井和泉輔

次神能

割合左之通

次小能

命 大河伊豆  
小川亘  
宮本 轉  
同 荒木彦之丞  
鬼 佐藤隼之介  
荒木彦之丞  
伊勢村輝彦  
伊勢村輝彦  
子供不殘

次祇園

尊 藤井舎人  
松尾 山川備前  
姫 山根左京介  
藤井和泉介  
藤井和泉介  
西 山林民司  
本倉因幡正  
大河伊豆  
渡邊隼人  
同 高田衛守  
高田衛守  
西 山林勇

蛇

鬼 西林越前正

次降臨

猿田彦 西林越前  
尊 藤井相模  
岩永媛 荒木山城  
咲那媛 渡邊數馬  
鬼 山川備前

次八幡能

兩神 小川鹿之介  
渡邊隼人  
門神 小川備前  
神功 本倉因幡  
藤井舎人  
三韓 西 山林民治  
渡邊左近  
渡邊數馬

次劍舞

渡邊主馬  
小川鹿之介  
西 山林民治  
宮本織之輔

次大王

大河加賀正

次四神皇子

大宮司

次中央

渡邊播磨守

八幡宮一託

佐藤大膳正

山神社二託

小川紀伊正

諸神御神樂

本宮妙見  
金毘羅社  
賀茂大明神  
八大龍王  
八幡宮  
市尾  
天神  
惣道  
若宮  
同所  
天神  
鍋坂  
妙見  
同所  
荒神  
境谷  
荒神  
谷山  
八幡宮  
青木  
妙見  
垂谷  
妙見  
野坂  
妙見  
同所  
荒神  
難波江  
荒神二社  
村中  
十三社妙見  
十八社荒神

三十六社大小神祇

六箇村大小神祇

吉備津宮

式内十七社

■城鎮守

二十二社

三千一百三十余座

天神地祇八百万神

御崎

狐神

(付箋あり)※内容は(付箋)として「内に記す(以下同)  
寅年

御崎

源太郎「卯年」  
(付箋)

金神

木■善覚

天道鋒

相当

疱瘡鋒

(付箋あり)  
午年

狐神

林蔵

仙五郎」  
(付箋)

剣鋒

綱鋒

牛鋒

荒神

稻荷大明神

剣鋒

(付箋あり)  
寅年

火之鋒二社

山下榮三

(付箋)  
「未年

山下」

伐木鋒

吉備津宮

狐神二社

祭殿祝神二社

「」大明神

摩利支天

(付箋あり)  
戌年

若宮

中川彌惣次

中川」  
(付箋)  
「未年

祭殿不残

大歳神

(カ)  
牢鋒

(付箋あり)  
戌年金本

焱鋒

新吉

(付箋)  
「亥年  
仲吉」

摩利志天

祭殿不残

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 疱瘡鋒   | 卯年森末上              |
| 大歳神   | 安吉                 |
| 火之鋒   |                    |
| 摩利支天  |                    |
| トウビヤウ |                    |
| 祭殿不残  |                    |
| 大歳神   |                    |
| 伐木鋒   |                    |
| 牛鋒    |                    |
| 火之鋒   | (付箋あり)<br>丑年先キ     |
| 疱瘡鋒   | 仙五郎                |
| 若宮    | (付箋)<br>「子年」<br>常吉 |
| トウビヤウ |                    |
| 快神社   |                    |
| 金神鋒   |                    |
| 火之鋒   | (付箋あり)<br>末平ヶ内     |
| 若宮    | 茂十郎                |
| 摩利支天  | (付箋)<br>「午年」<br>良蔵 |
| 疱瘡鋒   |                    |
| 焱鋒    | (付箋あり)<br>酉年ナバエシマロ |
|       | 忠次郎                |
|       | (付箋)<br>「卯年」<br>勝蔵 |

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 祭殿不残  |                     |
| 大歳神   |                     |
| 火之鋒   |                     |
| 牛鋒    | (付箋あり)<br>辰年郷呂      |
| トウビヤウ | 庄蔵                  |
| 若宮    |                     |
| 祭殿不残  |                     |
| 良金神   | (付箋あり)<br>戌年小屋      |
| 友引鋒   | 市兵衛                 |
| 焱神    | (付箋)<br>「丑年」<br>伊之吉 |
| 祝神    | 大歳神                 |
| 若宮    | 中屋                  |
| 鋒     | 摩理支天                |
| 神子神   | (付箋あり)<br>申年中屋      |
|       | 宇助                  |
|       | 鶴吉                  |
| 神子神   | 火之鋒                 |
|       | 痘瘡鋒                 |
|       | トウベウ                |
|       | 狐神                  |
| 神子神   | 牛鋒                  |
| 伐木鋒   | 土公鋒                 |
| 御崎    | 辰年逸兼                |
| 火之鋒   | 三之助                 |
|       | 友引鋒                 |
|       | 焱神                  |

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 金神鋒   | 霊鋒                |
| 摩利支天  |                   |
| 火之鋒   | 辰年松目              |
| 天道鋒   | 岩吉                |
| 綱鋒    |                   |
| 焱神    |                   |
| 山神    |                   |
| 若宮二社  | 丑年                |
| カギハラ鋒 | 新屋                |
| 虚空鋒   | 清吉                |
| 水神鋒   |                   |
| 御崎    |                   |
| 焱神    |                   |
| 火之鋒   | 卯年山口              |
| 狐神    | 久太郎               |
| 天道鋒   | 死霊御崎              |
| 痘瘡鋒   | 友引鋒               |
| 御崎    |                   |
| 焱神    | (白紙付箋あり)<br>酉年野田畝 |
|       | 森吉                |

若宮  
巳年ゲンサヒ  
庄太郎  
〔亥年〕  
市三郎

摩利支天  
〔付箋あり〕  
亥年鳴  
八百次  
〔付箋〕  
寅年  
藤吉

摩利支天  
〔付箋あり〕  
午年中上  
〔付箋〕  
辰年  
源吉

若宮  
佐吉  
源吉

痘瘡鋒

火之鋒  
〔付箋あり〕  
亥年中川内  
伊太郎  
〔付箋〕  
未年

瑜伽社

金神

天道鋒

焱鋒

「」鋒

「」  
〔付箋あり〕  
亥年中平  
半蔵  
〔付箋〕  
巳年  
武平

■痘瘡鋒

祭殿不残

金神  
丑年森  
八右衛門

摩利支天  
卯年後敵  
源吉

〔付箋あり〕  
申年後畑上  
伊勢次  
〔付箋〕  
卯年  
仙吉

友引鋒  
〔貼紙〕  
亥年  
金十郎

七社焱神

天神

艮  
坤金神

住吉大明神

痘瘡鋒  
子年小屋  
〔貼紙〕  
喜三郎

焱神

金神

劍鋒

若宮

摩利支天

大平鋒

牛鋒  
亥年谷山  
宇三吉

王倉大明神  
〔貼紙〕  
亥年  
隠居

荒神二社  
〔付箋あり〕  
未年宮睦  
儀吉  
〔付箋〕  
辰年  
七蔵

若宮

牛鋒  
〔付箋あり〕  
亥年中西  
菊平  
〔付箋〕  
寅年  
喜十郎

天道鋒

伐木鋒

妙見宮

荒神  
寅年山畑  
重吉

火之鋒二社

御鋒

痘瘡鋒

霊鋒

摩利支天

未年芋迫下  
友吉

摩利支天

祭殿不残  
子年本村  
和吉

摩理支天

子年本村中ケ内

火之鋒

忠四郎

疱瘡鋒

金神

卯年下蔭

火之鋒

茂三郎

戌年井之木

岩右衛門

申年棗隠居

常十郎

荒綱御神楽

渡邊左近正  
小川鹿之介

天王宮舞納

藤井舎人

10 〈盛箕期〉文久三年（一八六三）三宝荒神

社舞延神務帳 [D.17]

〔表紙〕

神主

文久三癸亥年

西林河内正

三宝荒神社舞延神務録

同苗右衛門守

本当番

佐藤柳治

正月二十日

相当  
西林茂八

先御座入

佐藤丹後正  
大河伊豆正

次解除

西林千代雄

次指紙

西林瀧治

次榊舞

大河伊豆正

次御座庭

佐藤丹後正

次動座加治

西林盛箕

次鎮座加治

神寄常陸

次祝詞

神主

次前駟

藤井帶刀

次神能

次神剣加治

次大王

次中央

八幡宮  
一託

藤井豊前頭

本宮妙見社

金毘羅社

吉備津宮

賀茂大明神

八大龍王

八幡宮

市尾

天神

惣道

天神

同所

若宮

田中

天王社

鍋坂

妙見

境谷 荒神  
 谷山 八幡宮  
 垂谷 妙見  
 青木 妙見  
 野阪 妙見  
 同所 荒神  
 難波江 荒神二社  
 榎畝 荒神  
 村中三十六社  
 六ヶ村 大小神祠  
 一品吉備津宮  
 十七社  
 両皇太神  
 元本八神  
 二十二社  
 六十八社  
 三千一百三十余座  
 天神地祇八百万神  
 地神  
 火之御崎  
 産子中  
 戌年 茂八

中野呂 荒神  
 寺畝 荒神  
 吉久 摩利志天  
 三寶荒神  
 若宮 瑜伽社  
 痘瘡御崎  
 火之御崎  
 牛御崎  
 地蔵権現  
 三台妙見  
 牛王  
 若宮 摩利志天  
 巫神 剣御崎  
 火御崎  
 疱瘡御崎  
 牛馬御崎三社  
 焱神  
 摩利支天  
 御崎  
 金神  
 亥年 当番 西林甚太郎  
 申年 林吉  
 子年 和吉  
 亥年 当番 佐藤柳治  
 寅年 西林衛門  
 戌年 相当 西林茂八

火之御崎  
 天道御崎  
 祭殿不残  
 若宮社  
 疱瘡御崎  
 八大五王社  
 牛御崎  
 火之御崎  
 三社神  
 祭殿不残  
 摩利支天  
 水神御崎  
 天道御崎  
 坤金神  
 御崎  
 祭殿不残  
 若宮社  
 火之御崎  
 焼捨土公神  
 取人御崎  
 焱神  
 風神  
 友引御崎  
 金神三社  
 午年 西林勘十郎  
 子年 赤木和吉  
 未年 西林安吉  
 申年 政吉

37

二 神山・神木関係

1 〈盛行期〉元文四年（二七三九）十月十六日 材木伐採に関わる誤り手形 [8-2]

誤り申手形之事

一此度八幡宮屋根替ニ付、村中山役ニ材木出シ候事ハ先礼ニ付、此度茂山役ニ材木御切せ候処ニ、私所持分向坂松木御切せ被成候付、貴公様を何角と雑言仕、其儀預御尋、迷惑至極奉存候而、各々様相頼、御わび事申上候江者、御了簡被成被下忝奉存候、後々年迄も左様成不届堅申間敷候、為其仍而手形如件

本人

元文四年

未十月十六日

宮次郎印

同

重助印

同

傳九郎印

一家

庄右衛門印

組

六左衛門印

取持

惣兵衛印

同

与次右衛門印

年寄

喜左衛門印

同

幸七印

同

孫右衛門印

河内殿

2 〈忠盈期〉宝暦四年（二七五四）十月晦日 加茂大明神御山松木伐

採詫び一札 [8-3]

一札之事

一私儀、此度 加茂大明神御山ニ而松木之大枝式拾荷余伐取候、然所神主佐渡殿御聞付、善右衛門・惣兵衛御同道ニ而御出、右之木数御改、其節対佐渡殿過言不礼之段早速御役人中江御届候ニ付、御吟味之上、組善右衛門江御預ケ置、右之品 御上江可被仰上旨御申付、此儀被仰上候而者いか様之迷惑可被仰付茂難計至極恐入迷惑奉存、依之丹後殿并六右衛門・吉右衛門・三四郎相頼、幾重ニ茂御侘、此儀内済ニ被成下度段相頼、右之段四人之衆方御侘被申上候処、過料銀四拾目として、右不届之段御免被成下、難有奉存候、尤右之過料銀為替り御神輿蔵造立仕候様ニ御申付、別而難有奉存候、自今急度

相嗜可申候、為後々年一札仍而如件

宝曆四年

戌十月晦日

本人くりを

六左衛門印

組頭 善右衛門印

組 三郎兵衛印

同 治右衛門印

同 久七印

組頭 惣兵衛印

同 同なばへ

同 六右衛門印

同 同たる谷

同 吉右衛門印

同 同下村

同 三郎印

同 四郎印

同 大津寄村祠官

同 丹後印

### 3 〈忠盈期〉宝曆四年（一七五四）十月晦日 加茂大明神御山松木伐

採手伝い詫び一札 [6-34]

一札之事

一此度六左衛門儀、加茂大明神御山ニ而式拾荷余之木伐取候、其節私共手伝、伐割仕候、右躰之儀者見聞次第早速可申出所、其儀無御座、却而手伝仕候段重々不届ニ思召、別紙六左衛門御侘一札之通、御吟味私共儀茂一所ニ 御上江可被仰上段御申付、六左衛門と一所ニ組頭善右衛門江御預ケ置被成候、此儀被仰上候而者いか様之越度可被仰付茂難計恐入至極迷惑奉存、依之丹後殿并組頭六右衛門・吉右衛門・三四郎相頼、幾重ニ茂御侘、此儀内済ニ被成下度相頼候

所、四人衆右之段御侘被申上候処、為過料御輿蔵入用板六間代拾五匁差出候様御申付、右不届之段御免被成下難有奉存候、自今急度相嗜可申候、為後々年一札仍而如件

宝曆四年

戌十月晦日

本人寺畝

与次右衛門印

同 太郎兵衛印

同 喜七郎印

組頭 善右衛門印

同 五郎八印

同 惣兵衛印

同 下村組頭

同 三郎印

同 四郎印

同 垂谷組頭

同 難波江組頭

同 吉右衛門印

同 六右衛門印

同 大津寄村祠官

同 丹後印

### 4 〈忠盈期〉安永六年（一七七七）八月 賀茂大明神御神山折木売払

代銀支払いをめぐる願書 [8-13]

乍恐奉願口上之覚

式拾老年以前丑ノ七月廿六日

一福地村賀茂大明神御神山風折木改メ御願上候木数左之通ニ御座候

杉之木 三本中折

むろ木 壱本右同断

松ノ木 大小七本同断

右之木数大風ニ吹折申候ニ付、村役人共方売払、御宮入用ニ可仕旨願出申候ニ付、新海清右衛門様寺社御支配之節、御同人様江御願奉申上候所、先規之通宮入用ニ可致と被 仰付、其旨村役人共江申聞候御事

一村役人共立合、風折神木之儀札入仕候所、年寄前伴十郎三拾三匁之落札ニ而、右風折木大小拾匁本、其外少々痛申候木数之分不残伐取売払申候御事

一右之神木代銀村役人方催促も「（行間挿入）不仕」、是迄打捨居申候所（延置有之候所御社之屋根及大破候ニ付当六月氏子共参詣之節申談右木代取立。式割之利倍ニ而元利共被済候様ニ江申入

氏子共右木伐取立。御宮入用ニ仕度元利無障相済候様ニ伴十郎入申（為惣代）

呉候様申庄屋瀬兵衛方私方江氏子共之内三四人相見へ申候、其後瀬兵衛後見友右衛門江相談、伴十郎江挨拶致、内済ニ仕度右之木代（貼紙）「式割と申而者過分之銀高二成候故割之利倍ニ而」■割宛之加利

是相済シ候様ニ兩人方取扱申候得共、元銀三拾三匁分方外少シも得出シ不申と承引不仕候ニ付、其段氏子共江申聞候へハ、此上ハ乍恐 御上様江御願申上呉候様ニ氏子共方願出申候ニ付、御願奉申上候、乍御苦勞詔立申候様ニ被為 仰付被為下候ハ、難有奉存候、以上

安永六年

酉八月

福地村神主

西林玄蕃

田九郎左衛門様

波新左衛門様

5 〈忠盈期〉 天明元年（一七八二）七月 荒神御山御神木松木伐採売払をめぐる願書〔6-5〕

乍恐奉頼口上

一先達而以忤御届ケ奉申上候当村伴十郎所持分神殿と申所ニ先年方荒神妙現二社被成御座候、此度奥之谷一ノ井手掛り掛樋破損仕候ニ付、右荒神之御山御神木松ノ大木老本同人方御願も不申、我俣二伐取売払、掛樋ニ仕申候、尤此間藤次郎・十助両度参、内済ニ致呉候様ニ被申私方申候者、内済ニ致候へハ前々之形も候間、其通ニ致相済シ可申と申候へハ、伴十郎改心不仕候ニ付、無抛御願奉申上候、四拾余年以前ニも先伴十郎御願も不申、右之二社我俣ニ自分家之うへ祭り殿之さ山江私祖父河内ヲ相頼勸請仕、其跡神木不残伐取、田地ニ仕候所存ニ而ひらきかり申候所、右地境之百性おくぎ仁兵衛と申者と地境差纏れ掛合ニ罷成、村役人方其品御願申上候所、御聞届被為遊、右之二社先達而御願も不申上我俣ニ勸請仕候依不届キ先伴十郎江ハ戸ベ被仰付、私祖父河内儀も御願不申上無調法之段御奉行所江御窺差扣居申候、其後神殿と申田之中御神山江御上様之以御意ヲ村役人共罷出、松杉式十本余村歩ヲ以為植申候、さぎ谷豊後・私兩人右之御神山江二社御迂宮仕申候、其後先伴十郎御咎メ御免被仰付、相済申候、左様ニ御上様方被仰付候而植置申候神木、又候此度御願も不申我俣二伐とり売払申候、何様成儀捨置候而ハ、御上様江帶シ私不念ニも罷成可申、村方神社之例ニも相成可申哉と奉存候ニ付、御願奉申上候、御上様江被仰上、宜敷相済候様ニ被為仰付被為下候へハ、難有奉存候、以上

天明元年

福地村神主

西林玄蕃

丑ノ七月

田与左衛門様

嶋市右衛門様

6 〈忠盈期〉天明元年（一七八一）八月 荒神妙現御神木松木伐採お

よび売却をめぐる詫び一札 [13-10]

一札之事

一此度奥之谷一之堰掛り木ぞこ谷掛樋破損仕候二付、同所私建立之荒  
神明現之御神木松木壺本私伐り取、右掛樋入用并元木枝木代共二拾  
七匁五分ニ売払申候、右我忒成致方ニ付、玄蕃殿方寺社 御奉行  
所江御届ケ被成候由、先年茂損不有之村御役人中方為御植被成候御  
神木与申、旁以別而恐入迷惑ニ奉存候、依之藤次郎殿・十助殿相頼、  
何卒御了簡を以内済ニ被成被下候様段々御断申上候処、御聞済被下、  
忒奉存候、自今我忒鹿抹成義不仕、諸事入念可申候、且右社及大破  
候ハ、建立可致候、為後日仍而如件

天明元年

丑八月

本人

伴十郎 印

挨拶人

藤次郎 印

同

重助 印

御庄屋

要右衛門殿

神主

西林玄蕃殿

御年寄  
衆中

7 〈忠盈期〉年末詳三月二十六日 荒神社の樹木伐採許可について

成羽役所書状 [B-110]

（包紙上書き）

「福地村

西林佐渡殿 團之丞」

其方近所之荒神之社之脇ニ有之ひむろ之木伐せ申度旨之願、勝手次第  
之事ニ候、已上

三月廿六日

團之丞

西林佐渡殿

8 〈忠奕期〉天明六年（一七八六）十月 御神山槌売却願 [10-19]

（端裏書）

「早速被為仰付

ひかへ」

奉願上口上 扣

福地村

一当村大氏八幡宮之屋根及破損ニ修復仕候処、近年産子共殊之外困窮  
仕、入用銀割符出調難相成候ニ付、無拠御神山之内槌三拾壺本売払

候而修復足ニ仕度由、氏子共方御願上呉候様相頼申候ニ付、願書奉差上候間、願之通被 仰付被為下候ハ、難有可奉存候、以上

天明六年十月

神主

西林淡路

奥野 屯 様

嶋瀬市右衛門様

9 〈忠奕期〉文化四年（一八〇七）六月 賀茂大明神龍王社御神山枯木をめぐる口上 [10-1]

乍恐以書付「」口上

「」村賀茂大明神龍王社御神山枯木之儀ニ付、太兵衛・虎右衛門方「」差上候歎書之始末左ニ奉申上候

「」茂大明神者。村中之大氏と奉崇敬、龍王社御同殿ニ而「」

上坂桺賀茂河原ニ被為在御鎮座候処、寛永二年乙丑七月洪水之節御社流候故、同年九月古宮と申所ニ宮建立仕候得共、社地不宜ニ付、其後只今之所ニ被為在御鎮座、宮普請等ハ三沢御林山ニ而被遣候故、惣氏子共「」山方取越候段承伝申候、然ル処。虎右衛門先祖方右両社之神山ハ差上置候故、宝曆年中小林御改之砌方御運上米致上納来候段相違無御座と申上候義ハ、いか鉢之由緒証拠物御座候而申上候哉、御運上米伴十郎方上納仕候段不審ニ奉存候、先祖方信心ニ而寄附仕候ハ、御運上米を可相構義ハ御座有間敷、此義ハ伴

十郎相巧候義と奉存候事

一 先年大風之節右神山之風折木三拾三匁分<sup>ノ</sup>之落札ニ而伴十郎方買取候義ハ相違無御座候、木数ハ杉三本・檉一本・松七本都合十一本有之候、此義ハ亡父玄蕃儀取計候砌之覚書ニ而承知仕候、扱又右木代請取人無之、無扱預り置候扱与偽之訴状仕候段、心外千万ニ奉存候、右代銀伴十郎方預ケ呉候様相頼候ニ付、亡父玄蕃方預置候処、段々年数も相重り候ニ付、差出候様申之候処、兎角彼是と申、差出不申候内、同人義病死仕候故、虎右衛門親太兵衛江度々及催促候へとも、早速差出不申候ニ付、無扱産子共惣代ニ而 御上様江奉願上候処、大庄屋渡辺五右衛門殿御挨拶ニ而右之木代銀差立候故、相済候義ハ相違無御座。併木数等間違有之、殊木代請取人も無之、無扱預り置扱と偽訴上候段乍恐御調可被為下候事

○奉願上候。

一 松老本たをれ候所、私方伐掛候義を差留挨拶人有之候得共相済不申、然ル所拾六年前子七月大風ニ余程折木等御座候而、其節一所ニ相扱候義ハ相違無御座、尤市三郎へ売扱候と申上候段間違之義ニ御座候事

一 右神山ニ枯木御座候故、寛政十年午五月書付を以奉願上候処、御聞済之上勝手次第ニ伐取可申旨被 仰付、追々伐掛ケ可申与奉存候所、虎右衛門弟兵治郎・組内傳十郎右兩人罷越、枯木之義相尋候故、右之始末<sup>趣</sup>申聞、私伐取可申と返答仕候所、私義計略を以御願申上候扱と勝手次第ノ儀ヲ申立、御上様江奉懸御苦勞候段重々恐入奉存候、○私義も近年不如意ニ罷暮、枯木等貰申候へハ少々ハためにも可相成と存罷有候義を、前文之通彼是と差故障仕候義ハ、意趣遺恨

等二而も御座候而ケ様ニ懸合ニ仕候敷奉仰 御賢察候事

右躰之始末悉返答仕候而ハ長文ニ罷成候間、委細ハ口上ニ而可奉申上候、何卒 御憐愍之上程能相済候様被仰付被下置候ハ、冥加至極難有仕合奉存候、以上

文化四年卯六月

福地村神主

西林淡路

田邊権内殿

嘉志

保田梶馬殿

10 〈忠奕期〉文化四年（一八〇七）八月 加茂大明神龍王社宮山倒木

についての申し渡し書 [B-128・9-7]

福地村神主

淡路

其方持宮加茂大明神龍王社宮山之儀、其村虎右衛門先祖寄附致し候旨ニ而、去ル午年右社地倒木取計之儀ニ付、同人親太兵衛より相障、暫下方内済取計候得共、不相整、此度虎右衛門方親太兵衛存念ニ任せ願書差出、先祖寄附ニ依而右山枯木倒木等有之節者村役人同様神主方案内等有之、寄合相談之上相決、窺之上、或ハ宮修復等之費を償ひ候例之由申立候、依之其方相糺候処、虎右衛門先祖寄附与申儀茂不分明、其外同人申目与ハ甚致齟齬候へ共、双方申伝而已ニ而証跡等茂無之候、然共宝曆年中御改以来、右山御運上米虎右衛門家方相納候儀ニ候

得者、同人先祖寄附致し候に相当候、併一旦先祖致寄附候得者、今

更枯木等取捌之儀ニ拘り候筋無之二付、以来村並之通可相心得旨申付、右御運上之儀者村方惣氏子共江上納申付候、倒木枯木等有之節ハ村役人共見計、宮修復等其外依時宜取計候様申付候間、其旨可相心得候

（文化四年）  
卯八月

11 〈忠奕期〉年未詳六月二十一日 加茂宮山枯木伐採無用を伝える

成羽役所書状 [B-120]

（包紙上書き）

福地村神主

淡路殿

権内」

（表書き）

福地村神主

淡路殿

権内」

先刻織江罷出候節致失念候、先達而伺相済、勝手次第申付候加茂宮山ニ有之候枯木等之義、猶又此方方及差図候迄ハ伐取候儀無用ニ候、其旨可被相心得候、已上

六月廿一日

尚々内々儀弟へ申聞候趣承知可有之候、其内病氣全快候ハ、罷出可被申候、以上

12 〈忠奕期〉年未詳七月三日 加茂宮山枯木伐採差し止めを伝える  
成羽役所書状 [10-9]

(表書き)

「福地村神主

淡路殿

市右衛門」

先月廿一日権内宅へ弟罷出候節、其元病氣快相成次第内々相尋候義  
有之候間可被罷出旨申入候所、今以全快無之候哉、快方次第早々罷  
出可被申候

一同日権内方切紙ヲ以加茂宮山ニ有之枯木等伐取候義差留メ遣候、定  
而相達可申と存候へ共、其後何之返答も無之候、其節申入候通、右  
枯木等伐候義差留候間、其旨ニ可被心得候、以上

七月三日

13 〈盛箕期〉年未詳 未八月十七日 氏宮本社など修覆のための樹木  
伐採願 [B-83]

奉願上

福地村氏宮本社并ニ廊下隨身門等殊之外破損仕候ニ付、惣氏子中々村  
内ニ有之候栗木杉木ヲ以屋根葺替仕、破損所修覆仕度御断申上候、右  
入用材木ハ銘々木主共得心上伐り出シ申候ニ付、以来何之申分無御座  
候、右願之通被仰付被為下候ハ、難有奉存候、以上

福地村神主

河内

未ノ  
八月十七日

田邊茂内様

14 〈盛箕期〉年未詳九月六日 荒神社再建立のため神木使用を許可  
する成羽役所書状 [B-109]

(表書き)

「福地村

神主

西林河内殿

守衛

」

福地村荒神三社再建立并賀茂宮神木松木式本境谷荒神再建立用木ニ  
仕度段、両様共願之通可為勝手次第候、以上

九月六日

15 〈時期不明〉年未詳 社方御山風折木覚 [B-87]

当村中社方御山風折木覚

一八幡宮御山 小松式本根かげ

市尾

一天神宮 御宮破却

一加茂明神御宮山

(杉三本中折

むろ木壺本同断

松ノ木大小七本中折

しじろ

一山ノ神御山 まきノ木壺本中折

中のろ

一若宮 ゑの木壺本中折

難波江

一荒神 むくかしの木枝折

宮たい

一若宮 枝折

16 〈時期不明〉年未詳 倒木取り計らいの申し聞かせ [B-132]

口上にて申聞

右之通被 仰付候へハ、以来是迄之通倒木等有之節ハ村役人へ相届、  
其節之取計ニ依而此方へ相伺ひ可申候

## 三 忠奕期における寛政騒動

1 寛政七年（一七九五） 寛〔9・8・6・26・6・33〕

覚

一 当村八幡宮御祭礼ニ付、宮神楽之事村中つなぎ初穂ヲ以執行仕来候処ニ、伴右衛門殿御役以来ハ庄屋故障被申、宮神楽相停ミ淋敷相成り候事

一 御同社角力之儀、例年八月廿五日御祭礼ニ付寄相撲致シ来候処、伴右衛門殿被妨、此義も相止ミ申候事

一 七年已前当村天王神楽ニ付、伴右衛門殿不埒筋有之候事

一 同天王御祭礼ニ付祭成就之届ケ庄屋方へ相届候様ニ達而被申、新規之事ニ候得共、静謐之ため折節ハ庄屋へ立寄候処、向後ハ新格之勤得不仕候事

一 四年已前私不如意ニ付身上切ベ仕度伴右衛門殿相頼候処、一因ニ貪着致シ不被呉、私難渋いたし候事

一 三年已前丑ノ十月当村金比羅之角力御願申立候処、相撲取り世話人私方頼置候者共伴右衛門殿故障ニ付、罷出不申候事

一 同社ニ付「」なる鳥居、産子方願望有之候得共、伴右衛門殿ニ被妨成就不仕候事

一 神山枯木之儀「」節ハ私方御願申上候而御奉行所之蒙御下知ヲ、神主薪木ニ囉来候処、近年ハ庄屋へ先達而相談いたし候様ニ被申候ニ付、其通りニ伴右衛門殿へ相談仕候得ハ、彼是と訳立不申、此義も先格之趣意ニ相叶不申候事

一大上荒神之神楽之一件、去十一月以来産子方相談有之候得共、評義一々私心底ニ不相叶候得共、先ハ対神慮へ産子之任心ニ、正月八日ニ神楽成就いたし候次第

一 神楽日限相究候事、注連主役前有之候義ヲ産子方相究候事

一 伴右衛門殿被申候義ハ、正月八日之神楽出来不申候ハ、村中之神楽此方方差留メ可申与被申候事

一 淡路神職相止メ候而も此神楽可被致候と被申、此意味私不存難題ニ有之候事

一 正月八日之神楽、伴右衛門殿の願相済候上ハ八日之日取り少シも延る事不相成と年内方被申候ニ付、私方方ハ四日ニ御願申上候「」又候伴右衛門方此方五日ニハ願出可申と産子中ヲ寄相談被致候、此義不審成る事ニ御座候、最初願相済候義ハ御代官様歟後之願ハ何れ様へ被願上候哉相知不申候事

一 神殿神楽ニ立会来り神職半分も相勤不得仕候事

一 神楽ニ付産子内舞相止メ候事

一 神楽供物無例配分産子我か俣ニ仕候事

一 神楽之初尾ニ付私方挨拶人ヲ願、産子中へ申入候処、産子少シも承引不仕候事

一 同御初尾私方荒神へ神納仕候事

後一年寄之養藏地祭之義、古格之通り私ヲ相頼候処ニ、私へハ延引之断ヲ申、頓而寺ヲ相頼、地祭いたし候事

前一正月十日伴右衛門殿方私ニ罷出候様被申越候へ共、私忌服有之候得ハ御奉行所へも自身ニハ罷出不申、然ハ御役用ニ有之候ハ、得

罷出不申与申候得ハ、夫之者申候ハ、神楽之相談と被申候、私申候ハ神楽之相談ニ有之候ハ、乍御苦勞此方へ御出被下度申候事

一此度村三役方私ヲ御省キ被申候事

右之段々於私ニ御訴詔申上ル心底曾而無御座候、夫故ニ社私義隱居の御願奉申上候、弥願相叶弟織重へ社家相統被仰付被為下候ハ、古例ヲ相守り就中「」村中一統ニ古格無相違相立■候様是而已之願望ニ御座候、以上

卯■月

## 2 寛政八年（一七九六）二月 乍恐奉願上口上〔10〕

〔端裏書〕  
「辰二月出扣寺社方」

乍恐奉願上口上

一私儀 御上様并御本所様之御影を以当村之大社小社御祭礼其外産子家内之神祭ニ至迄先格之通無滞執行仕来候処、村御役人中之故障有之候而、社役相立不申候ニ付、何卒先例之通社役相立候様被仰付「候て」其上「二而」私隱居仕候ハ、社役茂相立、村御役人一統和順仕候様被為 仰付候ハ、広太之御憐愍と奉存候而、去卯二月度々奉願上候得共、可致内済候様被 仰聞御取立茂不被為下罷有候故、同八月中旬之頃又候願書差上候処、御預被為下、追而様子可申付と被 仰聞難有仕合と奉存候処、同十一月七日ニ御召状被遣<sup>候故</sup>拜見仕、同八日ニ罷出候得者、右之願書ニ而ハ御裁許難被成段被 仰聞、

願書御差返被為下候得共、御收納之砌ニ御座候得者、对 御上様江重々恐多奉存候ニ付、当春迄延引仕罷有候処、込茂内済ニ茂難相成奉存候ニ付、不奉願恐を茂無扨ケ条左ニ奉書上候

## 3 寛政八年（一七九六）二月〔願書〕〔10〕

（前欠）

一村御役人一統ニ而神祭を妨、社役筋其外諸事ニ障り、其上去春以来方村組を被相省、扱又伴右衛門殿宅江村中之者共を相集、企徒党、私家之破滅ニ茂可相成様被致発起候得者、産子共之内ニ茂相定候神祭等茂对村御役人江懈怠「慢」仕候者茂「数多」有之候得者、村並平和ニ神祭相済不申、「左候得者正直清淨敬愛之道を可守との神慮ニ茂難相叶」右躰之被致取計候「村御役人ニ御座候得者被相省候を幸、向後御役人ニハ得相頼不申候間、何れ江成共御指替被為下候様」○奉願上候御事

一九年以前申十一月十六日本村名<sup>（抹消線マデ）</sup>堂荒神之神楽執行仕候、私代江相成候而ハ始而之神楽ニ御座候得者、後々之覚ニ茂可仕と帳面相調、委細ニ書記置候所、伴右衛門殿方右之帳面為相見候様ニ被申、八年以前酉十月上旬之頃弟織重持参仕相渡、其後差返シ被呉候様ニ度々申候得共、以今相返シ不被申、此儀ハ神楽之古例古格を打破可申と之所存ニ而私を被掛計略ニ、扱々心外之至ニ御座候、産子共ハ右之帳面取返シ可申と私江催促仕、甚迷惑仕候、何卒 御上様之御賢慮ニ而差返シ候様被 仰付被為下度奉願上候御事

一御年貢筋之儀銀方少々相違有之候二付、御代官様江直上納仕度、先達而願書差上置申候処、去暮古未進米八石余村中江割符仕取立申候得共、私二ハ判頭茂無御座候得者、右之訊申聞セ候者茂無御坐、ケ様二不審成御未進上納仕候義ハ得不仕候間、又候御代官様江口上書奉差上候御事

右式条之外、伴右衛門殿御役以来数多故障之筋不相止事候得共、願之通被為仰付被下置候ハ、其上二而古例古格之趣意書付を以委細<sup>口上二而</sup>ニ御願申、任御差図ニ相勤可申候、猶又願相立不申候得者社役茂難相立奉存候間、数ヶ条書上■■■■長文ニ罷成猶々御上様江奉懸御苦勞候儀茂恐多奉存候得者不及申上と奉存候、併先格社例等相乱候義者至而恐多奉存候、此儀等閑ニ仕置候而ハ掛も忝も東照御神君莫太之御明德を以神祇道被為有御再興引続重御仁徳を以諸社之祢宜神主等有来神事祭礼可勤之、若於令怠慢者可取放神職事与堅被為仰出候御公儀様御条目之御趣意并御本所様之御作法難黙止奉存候二付、無拋奉願上候、何卒以御憐愍右之始末御賢察被成下、願之通被為仰付被下置候様重々奉願上候、以上

寛政八年

福地村神主

西林淡路

辰二月

嶋瀬市右衛門殿

波多野新左衛門殿

## 4 寛政八年（一七九六）二月 乍恐奉願上口上 [3-11]

乍恐奉願上口上

一私儀御上様并御本所様之御影を以当村之大社小社御祭礼其外産子家内之神祭ニ至迄先格之通無滞執行仕来候処、村御役人中之故障有之候而社役難相立候二付、私隠居仕候ハ、社役茂相立、村御役人中と和順仕候様被為仰付被下「」広太之御憐愍と奉存候而去卯二月方度々奉願上候得共、可致内済候様被仰聞御取上茂不被為下罷有候故、同八月中旬之頃又候願書差上候処、御預被為下追而様子可申付と被仰聞難有奉存候処、同十一月七日ニ御召状被遣拝見仕、同八日ニ罷出候得者、右之願書ニ而ハ裁許不相成候間、隠居計歟又ハヶ条計歟書出可申と被仰付候二付、其節申上候ハ、社役相立不申候而者隠居計ハ得不奉御願と申上候処、然者ヶ条書上可致出入候様被仰聞、任御差図ニ無拋ヶ条左ニ奉書上候

一村御役人一統ニ而神祭を妨、社役筋其外諸事ニ障、其上去春以来方村組を被相省、扱又伴右衛門殿宅江村中之者共を相集企徒党、私家之破滅ニ茂可相成様被致発起候得者、産子共之内ニ茂相定候神祭等茂対村御役人江懈怠仕候者茂有之候得者、村並平和ニ神祭相済不申、左候得者正直清浄敬愛之道を可守との神慮ニ茂難相叶、右躰之被致取計候村御役人ニ御座候得者、被相省候を幸、向後御役人ニハ得相頼不申候間、何れ江成共御差替被為下候様奉願上候御事

一十九年以前申十一月十六日本村名志ミ堂荒神之神楽執行仕候、私代江相成候而ハ初而之神楽ニ御坐候得者、後々之寛ニも可仕候と面相調委細ニ書記置候処、伴右衛門殿方右之帳面為相見候様ニ被申、八年

以前酉ノ十月上旬之頃弟織重持参仕相渡、其後差返被呉候様二度々申候得共以今相返シ不被申、此儀ハ神樂之古例古格を打破可申と之所存ニ而私を被懸計略、扱々心外ニ奉存候、産子共ハ右之帳面取返シ可申と私江催促仕、甚迷惑仕候、何卒 御上様御賢慮ニ而差返シ候様被 仰付被為下度奉願上候御事

一御年貢筋之儀銀方少々相違有之候ニ付、御代官様江直上納仕度先達而願書差上置申候処、去暮古未進米八石余村中江割符仕取立申候得共、私ニハ判頭茂無御座候得者、右之訳申聞セ候者茂無御座、ケ様ニ不審成御未進上納仕候義ハ得不仕候間、又候 御代官様江口上書奉差上候御事

右三ヶ条之外、伴右衛門殿御役以来数多故障之筋不得止事候得共、願之通被為 仰付被下置候ハ、其上ニ而古例古格之趣意書付を以委細ニ御願申、任御差図ニ相勤可申候、猶又願相立不申候得者、社役茂難相立奉存候間、数ヶ条書上、御上様江奉懸御苦勞候■茂恐多奉存候得者、不及申上と奉存候、併先格社例等相乱候儀ハ至而歎敷奉存候、此儀等閑ニ仕置候而ハ、掛も忝も 東照御神君莫太之 御明德を以神祇道被為有御再興引続重 御仁徳を以諸社之称宜神主等有来神事祭礼可勤之、若於令怠慢者可取放神職事と堅被為 仰出候 御公儀様御条目之御趣意并御本所様之御作法難黙止奉存候ニ付、無拋奉願上候、何卒以 御憐愍右之始末 御賢察被成下、願之通被為 仰付被下置候様重々奉願上候、以上

寛政八年辰二月

福地村神主

西林淡路

嶋瀬市右衛門殿  
波多野新左衛門殿

## 5 寛政八年（一七九六）六月 乍恐奉願上口上 [10-20・10-21]

乍恐奉願上口上

一私儀去春以来村三役之衆中組内被相省、其儀ハ去卯ノ正月十七日組頭惣兵衛を庄屋伴右衛門殿宅江被呼寄、年寄要蔵列座ニ而伴右衛門殿方被申候義者、役人一統私江請引不致との義、左様成者ニ而茂組合ニ致置哉与組頭惣兵衛江被申渡候ニ付、同人方私江申聞候、其後組内嘉平を以如在無之候得共、右ニ付組合相省と申渡候、同晦日二年寄要蔵方保頭藤五郎を以呼ニ被遣候得共、其節少々不快ニ付、同二月朔日弟織重を遣申候処、組頭惣兵衛同様之儀ニ而組内相省と被申渡候ニ付、同九日二組頭同道仕年寄要蔵江参、右之訳相尋申候得者、要蔵被申候義、伴右衛門殿を始役人一統ニ而組内相省と被申渡候、扱又其後下日名村庄屋政五郎殿・羽根村庄屋亀十郎殿御挨拶被成下度由ニ而書状等被遣、其上一両度茂御出被下候得共、御役人中と隔之義ハ御構茂無御座、如在無之、産子共之間挨拶致呉候様ニ御申被成候得共、一円御挨拶間違歟と乍無調法奉存候ニ付、御挨拶ニ茂得任不申、無拋御訴詔奉申上候

一御田地少々所持仕居申候処ニ、身上不如意ニ付、段々売払、五年以前子ノ五月ニ売払申候地所御小物成漆木拾式本証文ニ茂書加売渡申候処、御小物成銀毎年私方被取立候故、何卒地主江引渡被呉候様

年々申候得共、一向貪着致不被申、去年ハ右之訳ニ而私方受引難相成候故、地所買主江相頼、伴右衛門殿江申入候得共、又候相渡不被呉、尚又売残ル持分之地所ニ御座候御小物成銀茂去卯六月上納之節直上納仕度鈴木金蔵様江奉申上候処、何分村役人江可致上納、村役人江茂請取可申様可申付候間、相済不申候而、追而願出候ハ、御調之上ハ相分り可申与被 仰聞候ニ付、地所茂無之御小物成銀迄上納仕申候儀ハ甚以彼是心底ニ相叶不申候得共、对 御上様江恐多奉存、任御差図奉畏候、然ル処去八月十四日伴右衛門殿宅江村中判頭不残被呼寄、私江故障之様子ニ而一統可仕相談被致相談相済候得者、御上様江願上被申候由ニ被申渡候処、村中判頭衆中私ニ遺憾無御座候間、此相談ニハ得加不申と之義慥ニ承之候、若又御不審ニ思召被為下候ハ、証人等茂御座候、ケ様ニ御役之身分方相工ミ、村一統江被申渡候時ハ私渡世難相立、是而巳歎敷奉存候、右之様子ニ御座候得者、御年貢上納筋之義去十月御伺申上置候処、御代官様方伴右衛門殿江御尋被遊候得者、何之故障も無御座由被申候旨被 仰聞被為下候故、私申上候義ハ、皆偽と被思召候義茂難計奉存候、此義偽と被思召候ハ、前文之趣御糺被為下候上ハ相分可申と乍恐奉存候、右牀之義ニ御坐候得者、伴右衛門殿江御年貢得相渡不申、何卒直上納ニ御請取被為下候ハ、難有仕合奉存候、其儀不相成御義定ニ御座候ハ、何れニ而茂外方江御付被為下候様奉願上候

一去暮之御年貢上納之儀、伴右衛門殿江ハ得相渡不申候ニ付奉願上候処、御取立最中ニ而御裁許不相成候故、何分伴右衛門殿江御年貢算用可致様被 仰付、任御差図ニ奉畏、上納米銀庄屋江相頼、下札

請取申候処、去々年方ハ跡割米方格別ニ相増候故、如何様成事歟と奉存候処、古未進式拾石之為利米八石余村中江被致割符候、然ル処五ヶ年以前子ノ暮村中不残御上納皆済ニ相成、御褒美等被下置、銘々式迄頂戴仕難有仕合ニ奉存候、其後丑ノ暮古未進有之候由ニ而村中江割符致候様被及相談候処、組頭共不承知ニ而割符ニ茂相成不申、猶又地方 御役人様方茂御差図無之候而、其節割符ニ茂不相成罷有候処、去卯暮村中江割符被致候得共、別而不審成御未進ニ御座候得者、私ハ承知得不仕候間、私身分ニ相当候割米程ハ立返被呉候様被為 仰付被下置候様奉願上候

右之始末 御賢察被成下候而、何卒直上納ニ御請取被為下候共、其儀不相成義ニ御座候ハ、何れ外方江被為 仰付被下置候様御歎奉願上候、御憐愍之上願之通被為 仰付被下置候ハ、重々難有仕合ニ可奉存候、此段宜被 仰上可被下候、以上

寛政八辰年

六月

願主福地村

西林淡路⑩

渡辺兵太夫殿

右之通願書差出申候故、乍恐奉入 御覽候、以上

大庄屋

渡辺兵太夫⑩

辰

六月

谷田郷左衛門様

## 鈴木金藏様

## 6 寛政八年（一七九六）八月 乍恐奉願上口上 [6.2]

## 乍恐奉願上口上

一私儀 御上様並御本所様之御影を以当村之大社小社御祭礼、其外産子家内之神祭ニ至迄、先格之通無滞執行仕来候処、村御役人中之故障有之候而、社役相立不申候ニ付、何卒先例之通社役相立、村御役人一統ニ和順仕候様被為 仰付候ハ、広太之 御憐愍与奉存候而、去卯二月度々奉願上候得共、可致内済候様被 仰聞御取上茂不被為下罷有候故、同八月中旬之頃又候願書差出候処、御預被為下追而様子可申付旨被 仰聞難有仕合与奉存候処、同十一月七日御召状被遣候故、罷出候得者、右之願書ニ而ハ御裁許難被成段被仰聞願書御差返被為下候得共、御收納之砌ニ御座候得者、对 御上様江重々恐多奉存候ニ付、当年迄延引仕罷有候処、迺茂内済ニ難相成奉存候ニ付、不奉願恐を茂無抛ヶ条左ニ奉書上候

一当村大氏社八幡宮御祭礼之砌、宮神楽村中つなぎ初穂を以執行仕来候処ニ、伴右衛門殿御役以来被相障候故、宮神楽相止ミ淋敷候御事一十一年以前柴原池為鎮守弁財天勸請仕、其後御祭之儀ニ付、御奉行奥野屯様・嶋瀬市右衛門様御両所様被 仰付候ハ、私と佐藤大膳・本倉伊予三人立会祭礼相勤候様被 仰付、御差図奉畏、其段伴右衛門殿江及通達御祭被致候様数度申入候得共、于今御祭怠慢仕罷有候、是等之義も等閑ニ致置候而ハ 御奉行所様江之御断茂無御

## 坐仕合ニ奉存候御事

一十九年以前申十一月十六日本村荒神之神楽執行仕候、私代江相成候而ハ始而之神楽ニ御座候得者、後々之覚ニ茂可仕と帳面相調、委細ニ書記置候処、伴右衛門殿方右之帳面為相見候様ニ被申、八年前酉十月上旬之頃弟織重持参仕相渡、其後差返被呉候様度々申候得共、以今相返不被申、此儀ハ神祭之古例を打破り可申所存ニ而私を被掛計略、扱々心外ニ奉存候、産子共度々相尋甚迷惑仕候、何卒差返候様被 仰付被為下度奉願上候御事

一三年以前当村金毘羅神社ニ少々成鳥居産子方願望有之候得共、伴右衛門殿ニ被妨、成就不仕罷有候御事

一正五九月大氏八幡宮ニ而祈願仕、神札遣来候古例ニ御座候故、去卯正月三日神札持参仕、互二年始之祝礼相済申候、然ル処同十七日伴右衛門殿方組頭惣兵衛を被呼寄、年寄要蔵列座ニ而被申渡候様ハ、淡路事村中を相手取致出入候故、役人一統ニ而神主ニハ得相用へ不申、其方義少分之為役共役中間之事故此趣申渡と被申付候段、組頭惣兵衛方私江申聞候、其後ハ諸神祭一向相頼不被申候、併私義是迄村中を相手取致出入候覚決而無御座候得共、御役人方右躰之偽無躰ヶ間敷義被申掛候而者迺茂永役難相成奉存候ニ付、去卯二月隱居仕度歎書奉差上候得共、御取上不被成下罷有候処、今以諸神祭被致怠慢候儀いかゝ之訳ニ御座候哉御札被為下候様奉願上候御事

一正月家祈祷之儀、先規方廿三日定ニ而致執行来候処、去正月方ハ被致怠慢候御事

一六月十一月廿八日鎮守荒神其外小社之祭礼ニ至迄被致延引候御事

一年寄要蔵、正月祈禱家造地鎮祭去寅之暮相頼置被申候処、去卯正月右両様共可致延引之由被及通達候二付、いかゞ之訳と相尋申候得者、要蔵被申候義ハ、貴様江意恨茂無御座候得共、対役中間江得相頼不申候間、出入相済申候ハ、其上ニ而相頼可申と被及返答候、左候得者何事茂伴右衛門殿方被差障候義と奉存候、寔ニ自分而已ならず、外方迄之神祭為致怠慢候様新規之被致取計候義ハ不審ニ奉存候御事

一村御役人一統ニ而神祭を妨、社役筋其外諸事ニ障、其上去八月十四日伴右衛門宅江村中組頭共不残被呼寄企徒党、私家之破滅ニ茂可相成様被致発起候得者、産子之内ニ茂神祭等対村御役人江怠慢仕候者茂数多有之候得ハ、村並平和ニ神祭相済不申、左候得者神祇道ニ相障、不法之被致取計候村御役人ニ御坐候得者、右之段奉願上候御事右数ヶ条ニ罷成 御上様江奉懸御苦勞候儀茂恐多奉存候得共、伴右衛門殿御役以来数多故障之筋不得止事先例神祭社役等相乱候儀者至而歎敷奉存候、此段乍恐 御上様御賢慮ニ而神祭社役等先例之通嚴重ニ被為 仰付被下置候ハ、冥加至極難有仕合奉存候、此儀等閑ニ仕置候而ハ後難之程茂難計、且 御公儀様御条目之御趣意並御本所様之御作法難相立奉存候二付、無扨奉願上、何卒以 御憐愍右之始末 御賢察被成下願之通被為 仰付被下置候様重々奉願上候、以上

寛政八辰年八月

福地村神主

西林淡路⑩

嶋瀬市右衛門殿  
波多野新左衛門殿

7 寛政九年（一七九七）四月 乍恐以書付御届奉申上候〔8〕

乍恐以書付御届奉申上候

一私社役之儀ニ付、庄屋伴右衛門方数多差障、其外地「」付無扨□之御貢物等被取立候故、無扨去々卯二月方数度相願候ニ付去辰十二月廿日御吟味被 仰付候砌、御出役ニ而御聞被為下候得者、「」儀と奉存候、扱又願書差出候而方以後、村役人・産子共「」而度々御届申上候得共、一向御構不被為下罷有候ニ付、無扨「」一去々卯秋本村まきのうね荒神ニ枯木御座候処、年寄新蔵方致差図我尽ニ売払申候ニ付、其砌 御奉行所様江相届候得共、決而御貪着不被為下候故、致方無御座捨置申候、是等之儀茂悉上役伴右衛門方相進メ何事茂古例を打破、私ニ為致難渋候工ミと奉存候、誠ニ大社小社ニ不限、先規方私方<sup>之</sup>支配ニ仕来候儀ハ慥成証拠等も御坐候ニ付、村内神社之儀不法之致取計候者共を相糺候得者、却而私方不法を申懸候様ニ相心得迷惑ニ奉存候、ヶ様成儀茂必竟村役人方我尽之取計仕候方「」併社建立之砌ハ品ニ方売払又ハ用木等ニ茂仕「」候得共、私方方御願申上御差図無之内ハ難相成古例ニ御坐候、然「」古例古格を相糺候儀ハ 御上様之御政事之□兼々御大切ニ奉存候ニ付、不法之儀相尋御届申上候得者、御奉行様方ニ茂兎角私方申上候儀ハ御不審ニ被思召候様ニ被存難渋至極

歎ケ敷奉存候

一辰七月五日大氏八幡宮末社金毘羅神社江産子ヲ立願御座候而石灯籠立申度旨産子ヲ申出候ニ付、御奉行所様江御届申上右伴(カ)  
(右衛門出入御座カ)

「候ニ付御下知無御座候故、石灯籠立申儀ハ何分相待」  
「候得共、村役人と馴合、金毘羅社江寄府仕

候物を」  
「智院寺中」  
「俣相立候故、翌六日御奉行所

様江相届申候得〇御取上。不被為下候処去冬、伴右衛門ヲ差上候偽之返答書を以御吟」  
「被成下候儀迷惑至極ニ奉存候。不被成下罷有候

一同十一月十三日於龍王社雨乞為願解角力興行仕候由ニ承り、年寄新

藏江相尋候処、新藏申候ハ、此方ニハ御代〇様江」  
「候故構呉

申間敷と返答仕、私申候ハ、社地ニ而致」  
「様之

御差図を以致来候得ハ、左様成無筋之儀」  
「翌十四

日御奉行所様江御届申候得共一向御構」  
「御代官様

江村役人ヲ相届候と新藏ヲ申候ニ付、」  
「御代官様江

罷出候処、決而相届申候儀ニ而も無御座」  
「虚言を申候村

役人を御構茂無御座儀ハ不審ニ」  
「

一当二月朔日伴右衛門宅江村中判頭呼寄申渡候ハ、産子一統」  
「神

祭祈祷ニ至迄致間敷と申付、猶又神山倒木杯売払」  
「急度申渡

候義承り、早速御奉行所様江相届候処、御貪着茂無御座罷有候、

既ニ昨年伴右衛門企徒党候義願書ニ奉申上候ヘハ、役家江相集候義

ハ徒党ニ而ハ無御座と被仰聞候得共、又候当年も村一統江家祈祷家

内之神祭杯相止メ候様申付、其上神山枯木少分之倒木等ハ先規ヲ私

方江貫来ニ御座候処、売払可致村入用ニ杯と申候儀ハ、私身分江取

申候而ハ甚タ不宜義ニ御座候得ハ、企徒党を申候義者相違無御座候

一同中旬之頃方於村内ニ疱瘡仕候者、勝手次第ニ神棚等仕者間々御座

候ニ付、相尋候得者、自身ニ神棚仕候由返答仕候、併疱瘡之儀俗人

ハ不及申■同職修験ニ至迄先規方仕来無御座候儀ヲ様ニ致我俣ニ

候而ハ私渡世難仕候ニ付、其節御奉行所様江相届候処、是以御貪

着茂不被為下候故、追々類例数多罷成、右躰ニ御坐候而者忽露命相

続相成不申、殊更近年至而貧究ニ罷暮候故、必死と難渋仕、村一統ケ

様ニ相成候ハ、無拋私家断絶之基与歎ケ敷奉存候

一同職佐藤丹後義、於村内神社ニ立会之場所御座候得共、表通ハ先規

方私方之差図を以勤来候処、近年格別不法之勤方仕、私支配之場所

ニ勝手次第〇神用等相勤、職道猥ケ敷相成候ニ付、右之趣相止メ候

様人を」  
「申届置候而御奉行所様江相窺候得ハ被遊御叱承義不

相成段被仰聞候故、私方申上候ハ、内済仕候得者不及申上、若相済

不申候得者無拋御願申上候故、先達而申上置候と申候得者。〇如何(行間挿入)

躰ニ申候而も。〇此所ニ而ハ決而取上ハ不致、併内済之儀者如何様

共可致と被仰聞候得共、丹後義内済不承知之趣ニ相聞申候、且又相

勤立会と申候ハ垂宮三台妙現之社ニ而御座候、此棟札八九年以前致

紛失吟味仕候処、大膳引込居」  
「付社内」  
「ハ棟ニ成共釘を以

打付置候様申候処、彼是懸合仕、其節私方御願申上候得者庄屋伴右

衛門ヲ内済取計趣意相立候故、相済置申候処、去々卯年又候紛失仕

候段丹後方申来候得共、私身上之懸合茂御座候ニ付等閑ニ仕置申候

得者、段々。〇「相募」(行間挿入)不法之義不得止事候ニ付今般吉田本所家江

相願許狀通ニ仕度候ニ付、右之趣御届奉申上候

右之通■申上候義茂至而恐多奉存候得共、先達而御願申上候義一応ハ御吟味被仰付、其後者は迄何之御沙汰も無御座、前文之「」願書之外数度相届候義も一向御貪着不被為下、右ニ付於村内ニ不法之儀ヲ申立、三ヶ年以来数ヶ所神祭等怠慢仕罷有候儀ヲ等閑ニ仕置候而ハ公儀御条目之趣并吉田本所家之御作法旁以不相濟義と奉存候ニ付、何分上京仕候而御本所様江一応相届申度候ニ付、御添簡願出「」御奉行所様甚々被遊御叱添書不被為下候故、無扨直訴奉申上候、併御吟味中他出仕候儀者重々奉恐入候得共、○「神祇道ニ相背」私職分之難渋ニ罷成候ニ付、無詮方出京仕候、何卒御憐愍之上右之趣御賢察被成下候而、御上様江被仰上被為下候ハ、広太之御慈悲と難有仕合ニ奉存候、以上

寛政九年巳四月

福地村神主

西林淡「」

上

## 8 寛政九年（一七九七）四月「」以口上書奉申上候 [3-12]

「」以口上書奉申上候

一 (私力)

■職分之儀ニ付御上様江奉懸御苦勞候得共、未夕相済不申罷有

候処、追々神祭等及怠慢候儀ヲ等閑ニ仕候而者御公儀様御条目之

御趣意ニ相背、左候得者私身分如何牀之難渋ニ罷成候儀も難計、至

而歎敷奉存候、併当御上様江御訴詔奉申上、未夕訳立不申候内上京仕候儀者重々恐多奉存候得共、右之趣吉田本所家江為届之一兩日中ニ出京仕度、右ニ付届書奉差上候、此段乍恐御上様江宜被仰上被為下候ハ、冥加至極難有仕合ニ奉存候、以上

寛政九巳年四月

嶋瀬市右衛門殿

波多野新左衛門殿

福地村神主

西林淡路④

## 9 寛政九年（一七九七）五月乍恐奉願上口上 [3-15]

乍恐奉願上口上

一当村のたうね三藏と申者之孫、先月方疱瘡仕罷有候処、当六日之晚

佐藤大膳参候を見届候ニ付、私罷出大膳江不法之神用等決而不相成

と差留申候得ハ、大膳申候ニ、加持祓之儀者私構之産子場所ハ先規

方勤頼候得者勝手次第致杯と種々法外を申、其元之支配受来ハ無

之構吳申間敷と我俣之返答仕、左候得者当春以来所々疱瘡之神棚杯

仕候義も悉大膳方取計候歟と奉存候、尤先達而私方産子共江相尋

候得者自身ニ神棚仕候由ニ返答仕候得共、何共不審ニ奉存候、私共

職分之儀者吉田本所家之御許状を以相勤来候得者、産子場所之神祭

限り有之候儀ハ御上様ニ茂篤と被為在御存候得者、何分御吟味被成

下、以後ケ様成不法之神用等急度相止、私構之産子場所押領不仕様

被為仰付被下置候様奉願上候御事

一去辰十二月廿三日白水太郎吉と申者之処ニ而佐藤丹後神用相勤、其後廿五日弟織重参り太郎吉江相尋候得者、太郎吉申候ニ、丹後を相頼申候と太郎吉方申候義相違無御座候御事

一去々卯正月庄屋伴右衛門宅ニ而家祈祷御神酒仕候段、去辰十二月廿日御吟味之節被仰聞候伴右衛門返答書ニ御座候得者、御上様御存被為遊候御事

一垂宮祭礼ニ付御初尾之儀我仵之致取計候御事

一同社棟札之儀十一二ヶ年得紛失仕候ニ付、見合居候処、佐藤大膳引込居申候由ニ承り、九年以前酉六月十五日、則垂宮祭日ニ而御座候処、其砌り私忌服御座候ニ付、弟織重を代勤ニ遣、大膳江棟札紛失之儀を為相尋候得者、大膳宅江取帰り置候と申ニ付、左候ハ、社内江右之通りニ納置被申候様ニ申候処、大膳申候者、龜末ニ相成候故早速得不相納と及返答ニ申候故、然ハ社内又者棟ニ成共釘を以打付置候様ニ可致と申候得共、彼は懸り合ニ仕、御奉行所様へ御届任御差図ニ、其上ニ而相納可申と返答仕、兎角内分ニ而相勤候儀を表向両構ニ可致と相工ミ候ニ付、(行間挿入)「其節」相構之儀取上可申と奉存御願申上候処、御奉行所様御理解之上殊ニ庄屋伴右衛門内済取計趣意相立候ニ付、相済置申候、然ル処去々卯五月右之棟札又候紛失仕候段佐藤丹後方申来候得共、其砌り私身上之出入御座候而、願書差上置候得者、又々御願申上候儀も對 御上様へ多恐奉存候故、猶予仕置候得ハ、段々相募不法之神用等勝手次第ニ仕候ニ付、右之趣相止メ候様人を以申聞候得共、一向相用不申、是等之義茂先達而伴右衛門方内済取計候ニ付、此度私義庄屋伴右衛門と出入御座候を幸、

右内済之趣意を打破可申存慮ニ而、伴右衛門と馴合、私ニ難儀為致候工ミと被存候、右躰ニ御座候得者、棟札等も又候大膳方江盗取候歟茂相知不申、左候得者私方方致差図為勤候場所茂向後者得為相勤不申候、此段 御上様御威光を以被為仰付被下置候様奉願上候御事

右之通り数ヶ条ニ申上候儀茂 御上様江重々奉懸御苦勞候儀、至而多恐奉存候得共、前文「之」(行間挿入)通り種々法外之儀を申立、私構場所坏押領仕、村一流ヶ様ニ相成候ハ、私渡世イ難相立、必死と難渋ニ罷成候段歎ヶ敷奉存候ニ付、無詮方奉願上候、何卒 御憐愍之上右之始末御賢察被成下、願之通り被為仰付被下置候様、冥加至極難有仕合ニ奉存候、以上

寛政九年巳

五月日

10 年未詳(寛政九年カ) 乍恐奉願口上 [6-15]

(ママ)  
乍恐願

乍恐奉願口上

一当村のたうね三蔵と申者之孫、先月方庖瘡仕罷有候処、当六日之晚佐藤大膳参候を見届候ニ付、私罷出、大膳江(行間挿入)「申候ハヶ様成○」不法之神用等決而不相成と差留申候得ハ、大膳申候ニ、加持祓之儀者私構之産子場所ハ先規方勤来候得者勝手次第ニ致坏と種々法外

を申、其元之支配受来ハ無之構與申間敷と我俣之返答仕、左候得ハ  
 当春以来所々庖瘡（行間挿入）「之」神棚抔仕候儀も悉大膳方取計候歟と奉存候、  
 尤先達而私方産子共へ相尋候得者、自身ニ神棚仕候由ニ返答仕候得  
 共、何共不審ニ奉存候、私共職分之儀者 吉田本所家之御許状を以  
 相勤来候得者、産子場所之神祭ニ限り有事者御上様ニ茂篤と被為  
 在御存候得者、何分被為遊御吟味被為下候而、向後ケ様成不法之神  
 用等急度相止私構之産子場所押領不仕様被為仰付被下置候様奉願上  
 候御事

一去辰十二月廿三日白水太郎吉と申者之処ニ而神用相勤（行間挿入）〇候と承  
 り」其後廿五日弟織重参り、太郎吉江相尋候得者〇（行間挿入）佐藤丹後を  
 相頼申候と」太郎吉方申候義土丹後を相頼候儀相違無御坐候申候御事

一去々卯正月庄屋伴右衛門宅ニ而家祈祷御神酒上仕候段、去辰十二月  
 廿日御吟味之節被仰聞候伴右衛門返答書ニ御座候得者、御上様御為  
 被為遊候御事

一垂ノ宮祭礼ニ付御初穂之儀我俣之致取計候御事

一同社棟札之儀十一二ヶ年跡紛失仕候処、佐藤大膳引込申候由ニ承り、  
 九年以前酉六月十五日、則垂宮祭礼ニ御座候処、其砌私忌服御座候  
 ニ付、弟織重を代勤ニ遣、大膳江棟札紛失之儀為相尋候得者、大膳  
 申候者〇（行間挿入）私方ニ御座候と申ニ付左候ハ、社内江右之通納置被申候  
 様申候所大膳申候者〇「龜末ニ相成候故早速得不相納と申候故、然  
 者社内歟又者棟ニ成共釘を以打付置候様ニ可致と申候得共、彼是懸  
 合ニ仕 御奉行所江御屈任御差図、其上ニ而相納可申と返答仕、兎  
 角内分ニ而相勤候儀を表向相構ニ可致と相工ミ候ニ付其節〇（行間挿入）相

構之儀取上可申と奉存」御願申上候処御奉行所様御理解之上殊庄屋  
 伴右衛門内済取計趣意相立候ニ付相済置申候、然ル処去々卯五月右  
 之棟札又候紛失仕候段佐藤丹後方申来候得共、其砌私身上之出入  
 御座候而願書差上置候得者、又候御願申上候儀も対 御上様江恐  
 多奉存候故、猶予仕置候得者、段々相募不法之神用等勝手次第第二仕  
 候ニ付、右之趣相止メ候様人を以申聞候得共、一向相用不申、是等  
 之儀茂先達而伴右衛門方内済取計候ニ付此度私義「庄屋」伴右衛門  
 と出入御座候を幸、右内済之趣意を打破可申存慮ニ而伴右衛門と馴  
 合、私ニ難儀為致候工ミと被存候、右躰ニ御座候得ハ棟札等も又候  
 大膳方江盗取候歟茂相知不申、左候得者私方方致差図為勤候場所  
 茂向後者得為相勤不申候、此段 御上様御威光を以被為仰付被下置  
 候様奉願上候御事

右之通数ヶ条ニ罷成申上候儀も 御上様江重々奉懸御苦勞候儀も至而恐多奉存  
 候得共、前文之通種々法外之儀を申立、私構場所抔押領仕、村一統ケ  
 様ニ相成候ハ、私渡世難相立、必死と難渋ニ罷成候段歟ケ敷奉存候ニ  
 付、無詮方奉願上候、何卒 御憐愍之上右之始末 御賢察■成下、願  
 之通被為仰付被下置候ハ、冥加至極難有仕合奉存候、以上

11 寛政九年（一七九七）六月 乍恐以書付奉申上候 [6-1]

〔端裏書〕  
「ひかへ」

乍恐以書付奉申上候

山崎主税助領分

備中国川上郡福地村

八幡宮神主 西林淡路

訴詔人

同村庄屋

相手方 伴右衛門

一村内神社之儀者、先規方私方之進退ニ御座候処、十一二ヶ年以來村役人之可致支配と種々相工ミ新規之致取計、神祇道を差綺候ニ付、無抛去々卯二月社役筋先規之通相立、其上ニ而私江〇〔（行間挿入）「隠居」被申付候様領主役所江願出候処、寺社役人方被申聞候者、何分可致内済とて願書被差返、其砌方取噺人立入、数度内済取計候得共、片落成致方ニ御座候故、得相済不申、其後三月・八月両度相願候得共、是以貪着茂無御座候ニ付、同十一月■罷出候処、寺社役人方被申聞候者、此願書ニ而ハ裁許不相成候故、隠居計歟ケ条計歟書出候様被申付候故、私申候ハ、村役人共社役之儀ニ差障候ニ付先格之趣意願之通相立候ハ、其上ニ而隠居可仕と奉存候得者、隠居計ハ得不仕と申候処、然者ケ条書出可致出入与被申聞候ニ付、去辰二月差出候得共、不〔（行間挿入）「被」取上、同三月又候願出候得者、寺社役人方被申候者ハ、此願書ニ而ハ返答書難申付候故、書替差出候様被申付、同六月ニ書替差出候得者、ケ条少ニ有之候故、数ケ条書出候と被申、兎角村役人と馴合、一向貪着無之故、其節 御本所様江訴詔可仕と奉存候得共、対領主江同八月二五六ヶ条書添差出候処、同十二月廿日・廿二

日兩日被呼出、御吟味等御座候得共、是又村役人鼻肩之取計ニ御座候故、未訊立不申、寺社役人方右躰之被致取計候ニ付、村役人共段々相募、三ヶ年以來数社神祭及怠慢、其上産子家内之神祭祈祷ニ至迄相止メ候様申渡、役人之身分として企徒党候者神敵たる族ニ御座候得者、対神祇道江難捨置無抛御訴詔奉申上候

一大氏八幡宮御殿之御屋根五六ヶ年以來破損仕候故、修覆造営仕度、数度相届候処、村役人と出入御坐候ニ付、寺社役人一向貪着無之候故、次第ニ及大破可致零落躰ニ相成候段、対神慮江至而恐多奉存、殊ニ御公儀御条目之御趣意ニ相背候ハ、私難儀ニ罷成、重々歎ケ敷奉存候ニ付、御届奉申上候

右之通村役人神社致輕蔑、数社神祭怠慢仕、産子共を相勧メ企徒党、先格社例諸祈祷坏ニ相障、其上大氏社修覆等を妨候儀、向後相止メ候様御本所様御威光を以寺社役人嶋瀬市右衛門・波多野新左衛門江御通達被為成下候様奉願上候、若又其上国方ニ而相済不申候得者、無詮方関東出訴ニ可仕与奉存候、何卒 御憐愍之上右之始末 御賢察被成下、何分国元役所江御懸合被為下候而程能訊立候ハ、広太之御慈悲と難有仕合ニ奉存候、以上

寛政九巳年七月

備中川上郡福地村

八幡宮神主願主 西林淡路

御本所様

御役人中様

12 寛政九年（一七九七）六月 乍恐以書付奉申上候 [4・2]

〔端裏書〕  
「ひかへ」

乍恐以書付奉申上候

「主税助領分

備中国川上郡福地村

八幡宮 神主

訴詔人 西林淡路

同国同郡大津寄村

三昧妙現神主

相手方 佐藤大膳

一於其村々御社進退都而神事之儀者先規方 御本所様御裁許状を

以執行仕○「来」候、然処同職佐藤大膳義十一二ヶ年以來謀計相工

〔行間挿入〕

ミ候処、去々卯春方私□村役人と出入御座候儀者別紙ニ奉申上候通

数社神祭怠慢仕、産子共家内之神祭諸祈祷「私を相頼申間

敷旨庄屋伴右衛門方申付候「膳義庄屋と馴合、右出入之場所

江勝手次第「仕候故職道之筋合を以差留候処、甚々不法之族を

申「村内小社二ヶ所立会相務之場所御座候得共、右ニ付取上可

申「奉存、先達而領主役所江願書差出候得共、是又寺社役人依

〔カ〕

怙之取計ニ御座候而未訳立不申候ニ付 御本所様江右之趣奉申上

候、扱又大膳不法之儀者別紙書付奉差上候、何卒此儀茂寺社役人江

御通達被「様奉願上候、其上領主役所ニ而訳「候ハ、

御当地江御召被為下候而御吟味之上御「通ニ被為仰付被下置

候様重々奉願「

「郡福地村

寛政九巳年六月 八幡宮神主 願主 西林淡路

御本所様

御役人中□〔様カ〕

13 寛政九年（一七九七）六月 乍恐以書付奉申「 [3・1・13・2]

乍恐以書付奉申「

山崎主税助領分

備中国川上郡福地村

八幡宮 神主

訴詔人 西林淡路

同村庄屋

相手方

伴右衛門

一村内神社之儀者、先規方私方之進退ニ御座候処、十一二ヶ年以來村

役人之可致支配ニと種々相工ミ、新規之致取計、神祇道を差綺候ニ

付、無抛去々卯二月社役筋先規之通相立、其上ニ而私江隠居被申付

候様領主役所江願出候処、寺社役人方被申聞候者、何分可致内済と

て願書被差返、其砌方取噉人立入数度内済取計候得共、片落成致方

ニ御座候故、得相済不申、其後三月・八月両度相願候処、是以貪

〔カ〕

着茂無御座候ニ付、同十一月「罷出候処、寺社役人方被申聞候

者、此願書ニ而ハ裁許不相成候故、隠居計歟ヶ条計歟書出候様被申

〔儀ニカ〕

付候故、私申候ハ、村役人共社役之□□差障候ニ付、先規之趣意

願之通相立候ハ、其上ニ而隠居可仕と奉存候得者、隠居計ハ得不仕

〔得者〕

と申候処、然者ヶ条書出可致出入と被申聞候ニ付、去辰二月「願書

〔行間挿入〕

差出候得共、不被取上、同三月又候願出候得者、寺社役人方被申候

ハ、此願書ニ而ハ返答書難申付候故、書替差出候様被申付、同六月

ニ書替差出候得者、「少ニ有之候故、数ヶ条書出候と被申、兎

〔カ〕

角村役人馴合一向貪着無之故、其節 御本所様江訴詔可仕と奉存候

〔行間挿入〕

得共、対「御」領主江「猶又」同八月二五六ヶ条書添差出候処、同

十二月廿日・廿二日両日被呼出御吟味等御座候得共、是又村役人鼯

眞之取計ニ御座候故、未訳立不申、寺社役人方右「」被被致取計

候ニ付、村役人共段々相募三ヶ年以來数社神祭及怠慢、其上産子共

家内之神祭祈祷ニ至迄相止メ候様申渡、役人之身分として企徒党候

者神敵たる族御座候得者、対神祇道江「」無抛御訴詔奉申

上候

一大氏八幡宮御殿之御屋根五六ヶ年以來破損仕候故、修覆造営仕度

数度相届候処、村役人と出入御座候ニ付寺社役人一向貪着無之候故、

次第ニ及大破可致零落躰ニ相成候段対神慮江至而恐多奉存、殊ニ

御公儀御条目之御趣意ニ相背候ハ、私難儀ニ罷成重々歎ケ敷奉存候

ニ付、御届奉申上候

右之通村役人神社致輕蔑数社神祭怠慢仕、産子共を相勸メ企徒党先

格社例諸祈禱坏ニ相障、其上大氏社修覆等を妨候儀向後相止メ候様

御本所様御威光を以寺社役人嶋瀬市右衛門・波多野新左衛門江御通

達被為成下候様奉願上候、若又其上国方ニ而相濟不申候得者、無詮

方関東出訴ニ可仕と奉存候、何卒 御憐愍之上右之始末 御賢察被

成下、何分国元役所江御懸合被為下候而程能訳立候ハ、広太之御

慈悲と難有仕合ニ奉存候、以上

備中川上郡福地村

八幡宮神主願主

西林淡路④

寛政九巳年六月

御本所様

御役人中様

14 寛政九年（一七九七）六月 乍恐以書付奉申上候 [15-29]

乍恐以書付奉申上候

山崎主税助領分

備中国川上郡福地村

八幡宮神主 西林淡路

訴詔人

相手方 同村庄屋 伴右衛門

一村内神社之儀者、先規方私方之進退ニ御座候処、十一二ヶ年以來

村役人之可致支配ニと種々相工ミ新規之致取計神祇道を差綺候ニ

付、無抛去々卯二月社役筋先規之通相立其上ニ而私江隠居被申付

候様領主役所江願書差出候処、寺社役人方被申聞候者、何分。二可

致「内濟とて願書被差返、其砌方取噉人立入、数度内濟取計候得共、

片落成致方ニ御座候故、得相濟不申、其後三月・八月兩度相願候得

共、是以貪着茂無御座候ニ付、同十一月八日ニ罷出候処、寺社役人

方被申聞候者、此願書ニ而ハ裁許不相成候故、隠居計歎ケ条計歎書

出候様被申付「候故」、私申候ハ、村役人共社役之儀ニ差障り候ニ

付、先格之趣意願之通相立候ハ、其上ニ而隠居可仕と奉存候得者、

隠居計ハ得不仕と申候処、然者ケ条書上。出入と被申聞候ニ付、去

辰二月差出候得共、不取上、同三月又候願出候得者、寺「社」役人

方被申候ハ、此願書ニ而ハ返答書難申付候故、書替差出候様被申付、

同六月ニ書替差出候得者、ケ条少ニ有之候故、数ケ条書出候と被申、

兎角村役人と馴合、一向貪着無之故、其節 御本所様江訴詔可仕

と奉存候得共、対御領主江同八月ニ数ケ条書添差出候処、同十二月

廿日・南廿二日両日被呼出御吟味等御座候得共、是又村役人鼯眞之

取計ニ御座候故、未訳立不申、寺社役人方右躰之被致取計候ニ付、村役人共段々相募三ヶ年以來数社神祭及怠慢、其上産子共家内之神祭祈祷ニ至迄相止メ候様申渡、役人之身分として企徒党候ハ神敵たる族ニ御座候得ハ、対神祇道江難捨置無拠御訴詔奉申上候

一大氏八幡宮御殿之御屋根五六ヶ年以來破損仕候故、修覆造営仕度数度相届候処、村役人と出入御座候ニ付寺社役人一向貪着無之候故、次第ニ及大破可致零落躰ニ相成候段、対神慮江至而恐多奉存、殊更御公儀御条目之御趣意ニ相背候ハ、私難儀ニ罷成、重々歎ケ敷奉存候ニ付、御届奉申上候

右之通村役人○「神社」(行間挿入)致輕蔑、数社神祭怠慢仕、産子共を相勧メ

企徒党、先格社例諸祈祷杯ニ相障、其上大氏社修覆等妨候儀向後相止メ候様 御本所様御威光を以寺社役人嶋瀬市右衛門・波多野新左衛門江御通達被為成下候様奉願上候、若其<sup>(カ)</sup>上国方ニ而相濟不申候得者、無詮方関東出訴ニ可仕と奉存候、何卒 御憐愍之上右之始末御賢察被成下願之通被為仰付被下置候様重々奉願上候、以上

何分国元役所江御懸合被為下候而程能訳立候ハ、広太之御慈悲と難有仕合奉存候以上

寛政九巳年六月

備中国川上郡福地村  
八幡宮神主願主 西林淡路

御本所様  
御役人中様

15 寛政九年（一七九七）閏七月 乍恐以書付奉申上候〔6〕

乍恐以書付奉申上候

一私義御年貢筋間違有之、村三役人方組合相省候ニ付、去ル卯年方伴右衛門と出入仕、先達而願書差上候ニ付、御上様江御苦勞奉懸候得共、未タ御裁許不為仰付難渋仕罷有候処、今度氏宮御修覆之儀ニ付、大智院へ集、村一統徒党仕、其上及深更私家之脇江大勢相詰、嗽訴同前、此儀全村役人之計ニ而御座候、乍恐此儀先達而指上候願書徒党之儀奉書上候処、不得止事次第ニ相募、私ニ仕候而ハ甚迷惑心外奉存候、ケ様ニ何事茂被妨、私渡世難相成難儀至極ニ奉存候、無程当年茂御收納ニ相成候得者、何卒事急ニ御裁許被仰付被為下候ハ、重々難有仕合奉存候、尚又氏宮御修覆之儀者先達而 御上様方村役人江茂被仰付候義相調不申候而ハ 御上様之御趣意難相立、殊ニ 御公儀御条目ニ茂相背候ハ、私義尚々相立不申、無拠右之段御糺奉願上候、此段御勘弁之上御上様江宜被仰上被下奉頼候、以上

寛政九巳年閏七月廿三日

福地村  
西林淡路印

大庄屋

渡辺兵太夫殿

16 寛政九年（一七九七）九月 乍恐以口上書奉申上候〔68〕

乍恐以口上書奉申上候

一大氏八幡宮御修覆之儀ニ付、村役人産子共違変仕、依之先達而兩度御吟味被為仰付候上、又候御上様江奉懸御苦勞候儀茂甚奉恐入候得共、大氏社及破損候儀を彼是申、可致廃絶躰ニ取計候村役人者神敵と被存候故、対神慮江捨置申儀者得不仕、殊ニ八幡宮之御神恩を以大勢之家族ニ至迄露命相続仕罷有候得者、縦令私儀此上如何躰之蒙御咎を候共、御上様を奉恨候儀者毛頭無御座候間、御賢慮を以何卒村役人中・長百姓・判頭共不殘私御召出被成下候而逸々御吟味之上対決被為 仰付被下置候様奉願上候、尤從 御公儀神社御条目之御趣意等者不及申上、皆様<sup>（茂力）</sup>御承知之儀ニ御座候得者、事品御勘弁之上宜被為仰付候ハ、生々世々難有仕合奉存候、以上

寛政九巳年九月

福地村神主

西林淡路

嶋瀬市右衛門殿

波多野新左衛門殿

17 寛政九年（一七九七）十一月 乍恐以口上書奉申上候〔69〕

乍恐以口上書奉申上候

一福地村大氏八幡宮御屋根破損仕罷有候処、村役人与出入御座候ニ付相談難相成段御届奉申上候処、閏七月十四日村会所江被<sup>（百力）</sup>出御修

覆可致相談与被 仰付難有仕合ニ奉存、同十八日産子共相集相談相

究候得者、神慮御感応与大悦仕候処、其夜直様違変仕候ニ付、先達而兩度御吟味被成下候而銘々共迄蒙御咎甚奉恐入候、然処 御慈悲を以早速御宥免被成下、又候可致相談与御書附被下置重々難有奉存候、依之伴右衛門江兩度応対仕候得共、段々延引ニ罷成候処、当月九日ニ伴右衛門方保頭を遣、右御修覆可致相談与申来候、折節私儀忌服御座候ニ付無扨延引ニ罷成候、尤忌服相済候得者次第二月迫ニ罷成、迨茂年内ニ相談難仕候間、何卒来春迄日延之御断奉申上候、此段 御勘弁之上乍恐 御上様江宜被 仰上被為下候ハ、冥加至極難有仕合ニ奉存候、以上

寛政九巳年十一月

福地村神主

西林淡路

田 辺 権 内 殿

嶋瀬市右衛門殿

18 寛政九年（一七九七）〔寛〕〔89〕

（前欠）

取計候「」者猶々私神主職相立不申候間、先達而奉願置候通、御裁許被成下候様奉願上候、尤從 御公儀様神社御条目之御趣意等者不及申上、皆様方得与御承知之儀ニ御座候得者、事品御勘弁之上筋立候様被為仰付被下置候ハ、生々世々難有仕合奉存候、以上

福地村神主

寛政九巳年十月<sup>(カ)</sup>西林■路<sup>⑩</sup>

嶋瀬市右衛門殿

波多野新左衛門殿

## 19 寛政十一年（一七九九）三月 乍恐以書付奉申上候〔6・12〕

乍恐以書付奉申上候

山崎主税助領分  
備中国川上郡福地村  
八幡宮神主訴詔人 西林淡路  
同村 佐藤大膳  
相手方

一右両人社頭之儀ニ付出入立候始末ハ、去ル巳六月願書ケ条書共ニ  
二通差上置、帰村仕候処、同十二月朔日国方於 御役所ニ別紙之通  
裁許被申付、依之和順定書いたし候ハ、是迄之通為相勤可申与申  
之候処、其旨大膳承知不仕、去午春大膳代佐藤丹後上京仕、猶又旧  
冬大膳義も罷登 御本所様方国方御役所江両度御掛合被為下候得共、  
未落着不仕、夫ニ付而ハ神祭等茂及怠慢罷有候義対神慮江別而恐  
多奉存候間、右垂谷妙見・青木妙見其外小社等ニ至迄趣意相分候様  
何卒国方役所江御通達被成下置候様奉願上候、尤御当地江御召登之  
儀被為 仰付候而ハ用脚等相懸、互ニ貧究之神職故双方難渋仕候間、  
何分 御憐愍之上国元於 役所ニ落着被申付候様被為 仰下候ハ、  
重々難有仕合奉存候、此段偏奉仰 御賢察候、以上

寛政十一未年 三月

備中国川上郡福地村  
八幡宮神主淡路病氣ニ付代弟  
西林織重御本所様  
御役人中様

## 20 寛政十一年（一七九九）三月 乍恐以書付奉申上候〔13・16・14・12〕

乍恐以書付奉申上候

山崎主税助領分  
備中国川上郡福地村  
八幡宮 神主訴詔人 西林淡路  
相手方 同村 佐藤大膳

一右両人社頭之儀ニ付出入立候始末ハ、去ル巳六月願書ケ条書共ニ  
三通差上置、帰村仕候処、同十二月朔日国方於 御役所ニ別紙之通裁  
許被申付、依之和順定書いたし候ハ、是迄之通為相勤可申与申之  
候処、其旨大膳承知不仕、去午春大膳代佐藤丹後上京仕、猶又旧冬  
大膳義茂罷登 御本所様方国方御役所江両度御掛合被為下候得共、  
未落着不仕、夫付而ハ神祭等茂及怠慢罷有候義対 神慮別而恐多  
奉存候間、右垂谷妙見・青木妙見其外小社等ニ至迄趣意相分候様何  
卒国方 役所江御通達被成下置候様奉願上候、尤御当地江御召登之  
義被為 仰付候而ハ用脚等相懸、殊更互ニ貧究之神職故、双方難渋  
仕候間、何分 御憐愍之上国元於役所ニ落着被申付候様被為 仰下  
候ハ、重々難有仕合ニ奉存候、此段偏奉仰 御賢察候、以上

寛政十一年

三月

備中国川上郡福地村  
八幡宮神主淡路病氣二付代弟  
西林織重(花押)

御本所様

御役人中様

21 寛政十一年(一七九九)九月 乍恐以書付奉申上候 [63]

乍恐以歎書奉申上候

一垂谷妙見・青木妙見、其外小社等之儀ニ付、佐藤大膳と及出入御訴

詔奉申上候処、御裁許被 仰付明白ニ相分難有仕合ニ奉存候、然

処大膳義御裁許之趣を「不」相用不申吉田御本所表江罷登候ニ付 ●

〔行間挿入〕 ●てハ御役所へも御本所方大膳と致和融候様 申来候段再度被

仰渡、猶又」右御役人中方致和順候様ニと之御書面到来仕候得共、

筋立候義「も」無御座并付当春「和融茂不仕候久々神事及怠慢迷惑

仕候に何とぞ訳立候様ニ仕度当春御願申上候而」私為代弟織重を為

致上京御本所御役人鈴鹿蔵主殿江申上候ハ、昨年丹後・大膳両人之

者罷登、当御殿江如何躰ニ申上証拠物等差出候哉之旨相尋候処、御

同人方被 仰聞候者、証拠物者無之候得共何れ茂同門人之儀ニ候之

間何分和融ニ相勤候様ニ致度存候、尤書付差出候ハ、評議之上如何

様共可被 仰付候由被申付候間書付差出置、是方伊勢参宮仕、其上

江戸表迄致出府候間何卒御評議被成下置候ハ、帰村之砌委細可申上

と申置候而、江戸表江罷出、七月廿九日ニ京着仕候而八月朔日ニ

又候鈴鹿蔵主殿江右之趣相尋候処、段々評議致し候得共辻茂当地ニ

而訳立申間敷候間、関東寺社 御奉行所江差出ニ不致候而ハ相済

申間敷旨被 仰聞候間、左候得者春方差出置候書付御下ケ可被下と

申候并付又々評議可致と被申聞、同五日ニ罷出候得者、当 御役所

江之御返翰之趣意願書認替差出候様被 仰聞候ニ付何分書付御下

ケ可被下と申上候処、早速被差戻、翌六日御殿江御召ニ付御玄関江

罷出候処、御返翰御認被成下被仰渡候ハ国方役所ニ而筋立候事故、

何分国元役所ニおゐて相済候様ニ可致と被申聞候ニ付、織重方申上

置候者、大膳儀者 戸川様御知行所大津寄村之神主職を相勤来、

私家ニ者数代「福地村神主職相務」御裁許状頂戴仕候而福地村「中」

之神社不残進退致来申候、左候得者、帰村之上和順ニ相成候筋ニ御

座候ハ、和順可仕猶又和順ニ相成不申候ハ、取放可申共其時ニ至私

存寄ニ取計可申候間向後丹後・大膳両人之者共福地村社役之儀并付

如何躰之品申出候共国方江御懸合之儀者御用捨可被下候、ケ様ニ申

上候而茂大津寄村之社役ニ者携不申候、福地村者私家ニ指揮致来

候故、此旨篤と御承知可被下候、殊ニ貴所様ニ者今般備中国之御懸

役も御勤「役」被遊、本方大取締之御役ニ御座候間、委細御含置可

被下と申上候処、成程其旨致承知候間、何分国方ニ而訳立候様可致

と被仰聞候ニ付、帰村仕候得共、右躰之趣ニ御座候故、是迄垂谷妙

見・青木妙見小社等ニ至迄神祭及怠慢ニ神慮江対し恐入難儀至極歎

敷奉存候間、右之始末 御賢察被成下候而祭礼相整候様被為 仰付

被下置候ハ、冥加至極難有仕合奉存候、以上

寛政十一年九月

福地村神主

西林淡路

田 辺 権 内殿

嶋瀬市右衛門殿

22 寛政十一年（一七九九）九月 乍恐以歎書奉上候〔43〕

一垂谷妙見・青木妙見其外小社等之儀

御訴詔奉申上候処、御裁許被仰「」明白ニ相分難有仕合ニ奉存候、然処大膳義御裁許之□を不相用吉田御本所表江罷登候ニ付てハ

御役「」江茂御本所方大膳と致和融候様申来候段兩度被仰渡、猶又御役人中方致和順候様ニと之御「」来仕候得共、筋立候義茂無御座、和融茂不仕「」之神事「」怠慢迷惑仕候間、何卒詔立候様ニ仕度、当春御願申上候而私為代弟織重を為致上京御本所御役人鈴鹿藏主殿江申上候ハ、昨年詔立候後大「」両人之者罷登当御殿江如何躰ニ申上証拠物等差出候哉之旨相尋候処、御同人方被仰聞候者、証拠物者無之候得共何れ茂同門人之儀ニ候「」何分和融ニ相勤候様ニ致度存「」書付差出候ハ、評議之上如何様共可被 仰付候由「」候付書付差出置、是方伊勢参宮仕、其上江戸表迄罷越候ニ付、御評議被成下置候ハ、帰京之砌□細可申上と申置候而江戸表江罷出、七月廿九日ニ京着仕候而八月朔日ニ又候鈴鹿藏主「」相尋候処、段々評議致し候得共、迎も当地ニ

「」候間関東寺社 御奉行所江差出ニ「」而ハ相済申間敷旨被 仰聞候間、左候得者春「」差出置「」書付

御下ケ可被下与申候処、又々評「」被申「」同五日ニ罷出候得者、当 御役所「」趣意被 仰聞候而書付認置差出候様被 仰付候ニ付何分書付御下ケ可被下与申上候処、早速被差戻、翌六日ニ御殿江御召ニ付御玄関江罷出候処、御返翰御認被下被 仰渡候ハ、国方役所ニ而筋立「」事故何様国元役所ニおゐて相済候様ニ可致「」申聞候ニ付、織重方申上置候者、大膳「」戸川様御知行所大津寄村之神主職を相勤来、私家ニ者数代福地村之神主職相務御裁許状頂戴仕候而村中之神社不残進退致「」左候得者帰村之上和順ニ相成候筋ニ「」順可仕、又和順ニ相成不申候ハ、取放可申共其時ニ至私存寄取計可申候間、向後丹後・大膳両人之者共当御殿江如何躰之儀申上候共、国方江御懸合之儀者御用捨可被下候、ケ様ニ申上置候而茂大津寄村之社役ニ者携不申候、福地村私家ニ指「」致来候故、此旨篤与御承知可被下候、殊ニ貴所様「」今般備中国之御懸御勤役被遊、本方大取締之御役ニ御座候間、委細御含置可被下と申上候処、成程其旨致承知候間何分国方ニ而詔立候様ニ可致「」被仰聞候ニ付、帰村仕候得共、右躰之趣ニ御「」是迄垂谷妙見・青木妙見■社等ニ至「」及怠慢神慮江対し恐「」奉存候間、右之始末 御賢「」祭礼相整候様被為 仰付被下「」至極難有仕合ニ奉存候、以上

寛政十一 未年九月

西林淡路④

田 辺 権 内殿

嶋瀬市右衛門殿

23 寛政十二年（一八〇〇）十月【覚】〔6-4〕

一寛政七乙卯年当社棟札式枚共致紛失及出入、同九年丁巳十二月朔日御裁許被 仰付候得共、不致和順候ニ付、右棟札茂打捨置候、然処同十二年庚申十月小泉村平田山城・成羽村小川大隅・同村山根隠岐、右三人方致挨拶、依之此度棟札名前相改、佐藤大膳吉珍・同名丹後吉方与致し、兩人之脇書ニ預り出勤与書記納置者也

寛政十二庚申年十月

24 寛政十二年（一八〇〇）十一月 乍恐奉願上口上〔10-17〕

乍恐奉願上口上

一垂宮妙見社頭之義ニ付佐藤大膳と出入一件、去ル巳ノ十二月御裁許被 仰付、其後今以和順相整不申候所、此度小川大隅・山根隠岐・小泉村平田山城「〇右三人」（行間挿入）挨拶仕候ニ付任其意、私手前ニ而別紙之通大膳江預ケニ仕相済申候、依之去秋奉差上候御歎書御下ケ被下候ハ、難有仕合奉存候、此段奉願候、以上

寛政十二申十一月

福地村神主

西林淡路印

田辺 権内殿

奥野七郎右衛門殿

25 年未詳【奥書連印】〔8-3〕

前書之通私共取暖■付御預ケ被成候上者預り書之表ニ相違之神祭者決而致間敷旨大膳・丹後兩人者不及申、産子一統承知之事ニ有之候、猶又垂宮棟札并小社等ニ至迄祠官神主号之事次村祈禱疫神祭荒神神樂垂谷家別之舞事、此儀者其元之御支配之段申聞候処、本人并産子一同致承知候上者聊申者一切無御座候、万一本文之趣意ニ少ニ而茂違変有之候ハ、何時御取上被成候共、私共方早速訳立 御上様江御苦勞懸ケ申間敷候、為後々年奥書連印如件

月日

相当番畝之前  
加判 古左衛門  
産子惣代路奈谷  
孫右衛門  
同断門下  
清 蔵  
同断丸山  
三太郎  
小泉村神主  
平田山城  
成羽村  
小川大隅  
同村  
山根隠岐  
当

26 年未詳 和順定一札之事〔10-14〕

和順定一札之事

一私儀職分之儀ニ付心得違仕、依之 御上様江御訴詔被成候処、御吟味之上以来致和順、当村神祭之儀者都而貴家之御指図ニ而相勤〇「（行間挿入）可申」候様御書附を以御裁許被 仰付、右之趣承知仕候

段左之通

一垂宮妙見・青木妙見其外小社等ニ至迄御指図を以相勤可申候事

一垂宮棟札名前之儀御書載被下候儀者、内分之段致承知候事

附り於村内私一名神主号紛敷神札致間敷事

一同社宝物等預り置候儀相違無之候事

一御初穂等配分之儀私一存之取計致間敷事

一垂宮祭礼当番之儀、前々之通相違無之様可致候事

右定書之通致和順候上者、以来心得違之神祭致間敷、双方申合相勤可申候、為後々年和順定書加判仍而如件

年号月日

本人二人

証人加判三人

当

## 27 年未詳 [庄屋・年寄濟書] [623]

福地村大氏八幡宮并村内大社小社等ニ至迄社役筋之儀者先規方神

主家都而進退致被来候、然ル処私儀○「役中江相成○」甚心得違之

取計○「数多」有之候ニ付、神主御手前様方○「御上様江数ケ条○」

被及出訴未御吟味中ニ候得共、今般取噺人衆中方理害被申聞致承知

候上者、以来神祇道ニ携候儀決而致間敷候段、左ニ書記申候

一八幡宮其外数社例年祭礼之砌、産子中從願望ニ宮神樂又ハ相撲又ハ

何事ニよらず神事祭礼を営候儀ニ付、先例村役人方彼是と差綺候儀

者無之候、尤村役ニ相懸り候儀者取計可申候事

一八幡宮御屋根年来及破損有之候処、去巳七月其元方御届有之候ニ付

御上様方被為 仰付候故、早速取懸可申筈ニ御座候処、神慮御上を

も不憚違変仕候、依之再<sup>就石者</sup>応御吟味被為遊候上蒙 御咎を重々奉恐入

候、以来宮普請或修覆等ニ至迄村役人方差故障申間敷事

一金毘羅社石灯籠之事

一組合相省神主ニ不相用 渡候事

一村中神社枯木風折等之事

一竜王社雨乞願解相撲花錢村「」人元利立返之事

一御年貢算用違ニ而取立候儀元利立返之事

右数ケ条趣致承知及内濟候上ハ、以来意恨挟不申、何事茂平和ニ可致

候、然ル上ハ後々年 候而も社役筋之儀者先規「古格之通」勿論 公

儀御条目之御趣意を相守神事怠慢無之様可仕候、依之濟書連印仍而如

件

年号月日

本人

同 庄屋名判

同

年寄名判二人

加判産子惣代

長百姓名判八人

同断

組頭不残判

神主当

御挨拶人衆中奥書文言名判

28 年未詳 出入内済一札之事 [11-5]

出入内済一札之事

福地村大氏八幡宮并村内大社小社ニ至迄社役筋之儀者先規方神主家  
都而進退も致被来候、然処私儀甚心得違之取計有之候ニ付、神主西林  
淡路方被及出訴、未御吟味中ニ候得共、今般取噉人衆中方理害被申聞、  
致承知候上ハ、以来神祇道ニ携候儀決而致間敷候段左ニ書記申候

(後欠カ)

倉敷市真備 土師家文書報告書 I

2024 年 3 月 25 日発行

---

編集 室山京子

発行 岡山大学文明動態学研究所

印刷 友野印刷（株）